

四国中央市国民保護計画

平成26年9月修正

四国中央市

〈目 次〉

第1編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	9
第2	市国民保護計画の構成	10
第3	市国民保護計画の見直し、変更手続	10
第4	市国民保護計画の作成上の留意点	10

第2章 国民保護措置に関する基本方針

第1	基本的人権の尊重	11
第2	国民の権利利益の迅速な救済	11
第3	国民に対する情報提供	11
第4	関係機関相互の連携協力の確保	11
第5	国民の協力	11
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	11
第7	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法的確な実施	11
第8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	11
第9	市地域防災計画の活用	12

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

第1	国民保護措置の仕組み	13
第2	関係機関の事務又は業務の大綱	14

第4章 市の地域特性

第1	地理的特徴	19
第2	社会的特徴	20

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1	武力攻撃事態	22
----	--------	----

第2 緊急対処事態	22
第3 事態の特徴等	23

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備	27
第2 関係機関との連携体制の整備	29
第3 通信の確保	31
第4 情報収集・提供等の体制整備	32
第5 研修及び訓練	34

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1 避難に関する基本的事項	37
第2 避難実施要領のパターンの作成	38
第3 救援に関する基本的事項	38
第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
第5 避難施設の指定への協力	39

第3章 避難行動要支援者等支援に関する平素からの備え

第1 情報の共有	40
第2 避難行動要支援者の実態把握	40
第3 緊急連絡体制の整備	40
第4 避難体制の確立	40
第5 国民保護に関する啓発	40

第4章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等	41
第2 安全確保の留意点	41
第3 市が管理する公共施設等における警戒	41

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

第1 市における備蓄	43
第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	43

第6章 国民保護に関する啓発

第1	国民保護措置に関する啓発	45
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	45

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	47
第2	対策本部への移行に要する調整	48
第3	市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合	49
第4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	49

第2章 市対策本部の設置等

第1	市対策本部の設置	50
第2	通信の確保	54

第3章 関係機関相互の連携

第1	国・県の対策本部との連携	55
第2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	55
第4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	56
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	56
第6	市の行う応援等	56
第7	ボランティア団体等に対する支援等	57
第8	住民への協力要請	57

第4章 警報及び避難の指示等

第1	警報の内容の伝達等	58
第2	避難住民の誘導等	59

第5章 救 援

第1	救援の実施	67
----	-------	----

第2	関係機関との連携	67
第3	救援の内容	68
第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	71
第5	救援の際の物資の壳渡し要請等	71

第6章 安否情報の収集・提供

第1	安否情報の収集	73
第2	県に対する報告	74
第3	安否情報の照会に対する回答	74
第4	日本赤十字社に対する協力	75

第7章 武力攻撃災害への対処

第1	武力攻撃災害への対処	76
第2	生活関連等施設の安全確保	76
第3	N B C 攻撃による災害への対処等	77
第4	応急措置等	79

第8章 被災情報の収集及び報告

第1	被災情報の収集	84
第2	被災情報の報告	84

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第1	保健衛生の確保	85
第2	廃棄物の処理	85

第10章 国民生活の安定に関する措置

第1	生活関連物資等の価格安定	87
第2	避難住民等の生活安定等	87
第3	生活基盤等の確保	87

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第1	特殊標章等	88
第2	特殊標章等の交付及び管理	88
第3	特殊標章等に係る普及啓発	89

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第1 基本的考え方	91
第2 ライフライン施設の応急の復旧	91
第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	91

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1 国における所要の法制の整備等	92
第2 市が管理する施設及び設備の復旧	92

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	93
第2 損失補償及び損害補償	93
第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	93

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

第1 基本的考え方	95
第2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	95

資料編

[用語]

○国民保護に関する用語	97
-------------	----

[関係機関等]

○関係機関連絡先一覧	101
------------	-----

[避難施設等関係]

○避難所・一時避難場所一覧	105
○福祉避難所一覧	107
○輸送力一覧	108
○飛行場外臨時離着陸場一覧	110

[医療・救護関係]

○医療機関及び救護班一覧	111
○火葬場一覧	112

[危険物施設等関係]

○市内危険物施設一覧	113
------------	-----

[市対策本部所掌事務関係]

○国民保護対策本部所掌事務	114
---------------	-----

[条例、協定等関係]

○四国中央市国民保護協議会委員名簿	117
○四国中央市国民保護協議会条例	118
○四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例	119
○関係機関協定等一覧	120

[様式等関係]

○安否情報報告様式

様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	122
様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）	123
様式第3号 安否情報報告書	124
様式第4号 安否情報照会書	125
様式第5号 安否情報回答書	126
○被災情報報告様式	127
○避難に関する情報報告様式	128
○火災・災害等即報要領（第3号様式）	129
○特殊標章及び身分証明書	130

[そ の 他]

○救援の程度及び基準	131
------------	-----

——第1編——

總論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務（法第3条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛媛県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、四国中央市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項(注)に規定する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し、市長が必要と認める事項

(注)

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第16条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

第3 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、四国中央市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編	◦四国中央市国民保護協議会委員名簿	P. 117
	◦四国中央市国民保護協議会条例	P. 118

2 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第4 市国民保護計画の作成上の留意点

市国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第1 基本人権の尊重（法第5条、基本指針第1章1）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基本指針第1章2）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3 国民に対する情報提供（法第8条、基本指針第1章3）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基本指針第1章4）

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5 国民の協力（法第4条、基本指針第1章5）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条、基本指針第1章6）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第7 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条、基本指針第1章7）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基本指針第1章8）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第9 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の四国中央市地域防災計画（風水害等対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害、事故災害への対応と共にした事項が多いことから、市地域防災計画に基づく取り組みを活用するよう努める。

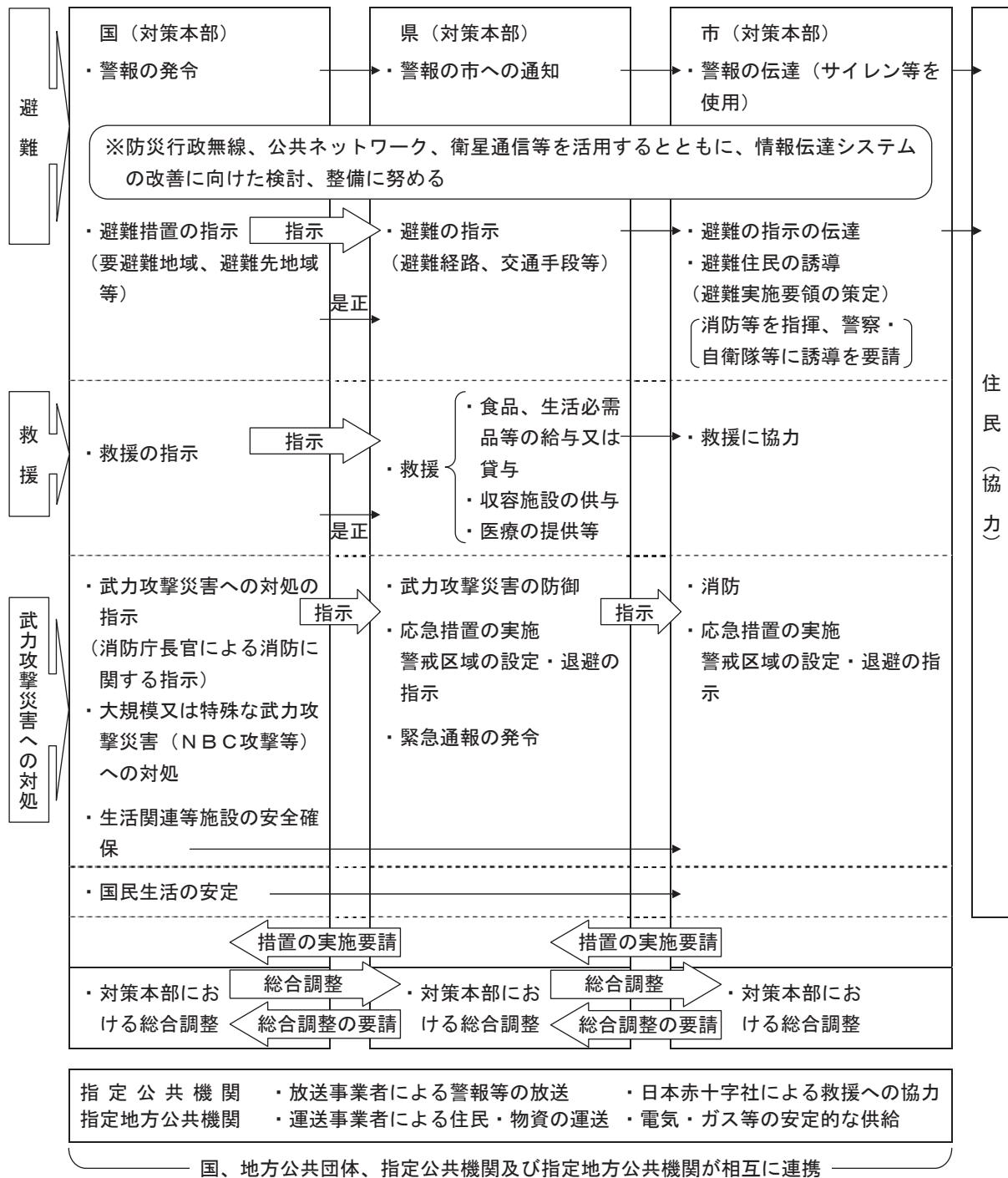
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

第1 国民保護措置の仕組み

国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

第2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おむね次に掲げる業務を処理する。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県等

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	<ol style="list-style-type: none">11 各種情報の収集分析12 交通規制13 犯罪の予防・社会秩序の維持14 住民の避難誘導

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none">1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整2 他管区警察局との連携3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

	4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 (松山財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 (松山税關支署、今治税關支署、新居浜税關支署)	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局 (松山地域センター)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区気象台 (松山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (今治海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保

	<p>3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等</p> <p>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</p> <p>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</p>
--	--

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	
海上自衛隊 (呉地方総監部)	<p>1 武力攻撃事態等における侵害の排除</p> <p>2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等</p>
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター)	<p>1 医療の確保</p>
独立行政法人水資源機構 (池田総合管理所)	<p>1 新宮ダム、富郷ダムの保全及び災害復旧</p>
日本銀行 (松山支店)	<p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>
日本赤十字社 (愛媛県支部)	<p>1 救援への協力</p> <p>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p> <p>3 応援救護班の派遣または派遣準備</p> <p>4 被災者に対する救援物資の配給</p> <p>5 血液製剤等の確保及び供給のための措置</p> <p>6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導</p>
日本放送協会 (松山放送局)	<p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p>
日本郵便株式会社 (四国支社)	<p>1 郵便の確保</p> <p>2 郵便事業の運営</p>
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	<p>1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕</p> <p>2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧</p>
本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター)	<p>1 国道317号有料部分の改築、維持及び修繕</p> <p>2 国道317号有料部分の管理及び災害復旧</p>
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部)	<p>1 避難住民及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の継続</p>
日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	<p>3 鉄道施設等の保全</p> <p>4 被災時における旅客の安全確保</p> <p>5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配</p>
西日本電信電話株式会社 (愛媛支店)	

株式会社N T T ドコモ四国支社 (愛媛支店) KDD I 株式会社 (四国総支社) ソフトバンクモバイル株式会社 (四国技術部)	1 避難施設における電話その他通信設備の臨時設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
四国電力株式会社 (伊方発電所、西条発電所、松山支店、宇和島支店、新居浜支店) 中国電力株式会社 (広島支社)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 (西日本支店)	1 電力施設の保全及び復旧
ジェイアール四国バス株式会社 (松山支店)	
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社 (松山支店)	
佐川急便株式会社 (四国支社松山店) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人愛媛県医師会	1 医療の確保

一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	
一般社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 市の地域特性

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、市の地域特性について記述する。

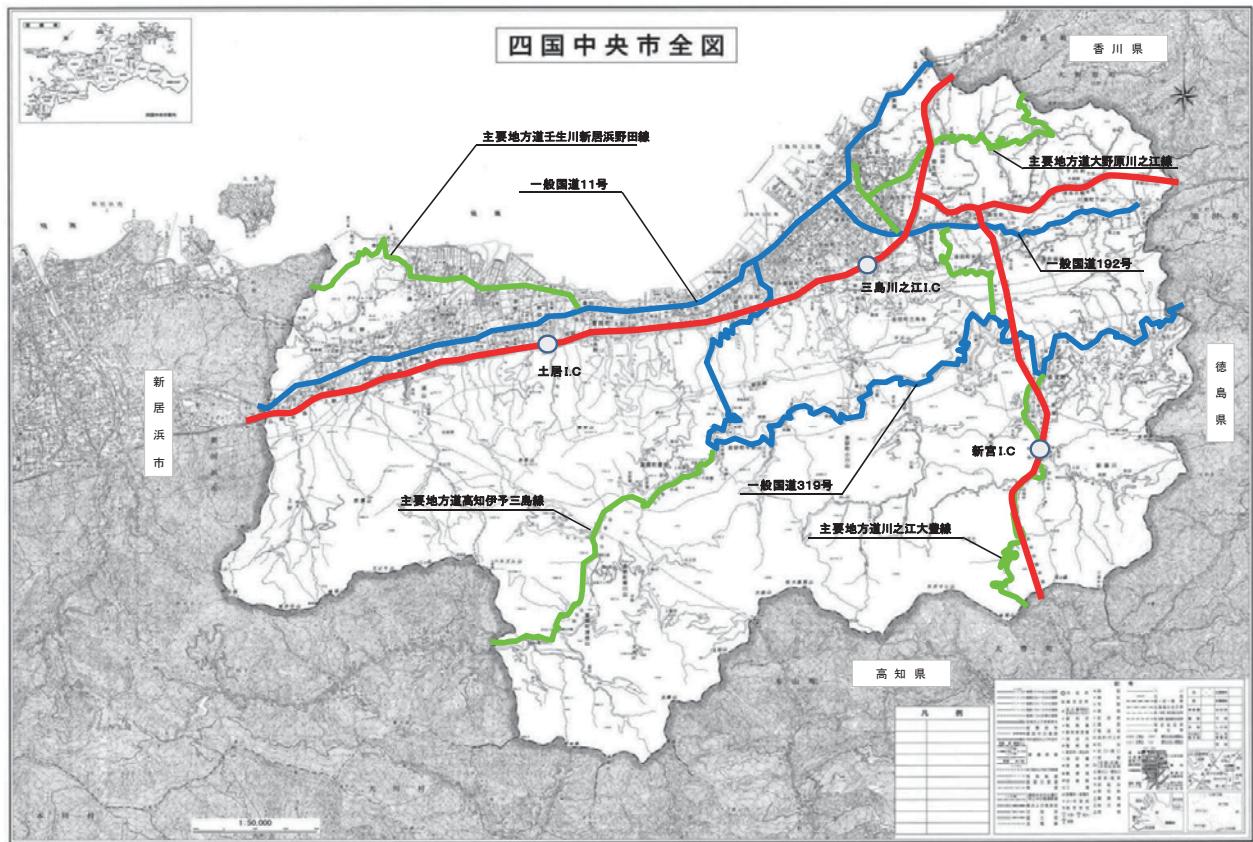
第1 地理的特徴

1 位置及び地勢

(1) 位置

本市は、県の東端部に位置し、東西約30km、南北約20km、面積は約420km²で愛媛県で第7位となっている。

東は香川県、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県に接しており、県都松山市と高松市へは約80km、高知市までは約60km、徳島市までは約100kmと四国の高速道路網（エックスハイウェイ）の結節地として好条件の利便性を備え、四国の中央（まんなか）に位置する交流都市としての役割を担っている。



(2) 地勢

東西に約25kmの海岸線が広がり、東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。また、西部には美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

2 気候

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で、年間平均降水量は約1,322mm、年間平均気温は16.2℃と、冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれている。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、人家や農作物に被害を及ぼすことがある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、年間平均降水量は約1,963mm、年間平均気温は12.9°Cと、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっている。冬期には、積雪や結氷もみられる。

第2 社会的特徴

1 人口

平成22年の国勢調査によると、市の人口は90,187人で、平成2年の97,215人と比べ、減少傾向が続いている。また、世帯数については、年々増加しているものの、逆に1世帯当たりの人員は、減少傾向にあり、核家族化が進行している。

一方、老人人口をみると、年々増加傾向にある。こうした老齢人口の増加は、今後も続くものと予想され、本市としては、こうした高齢者の実態を把握するとともに、災害対策と同様、国民保護計画における避難誘導等についても、避難行動要支援者への対応が求められる。

(国勢調査：各年10月1日現在)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	97,215	95,658	94,326	92,854	90,187
世帯数	30,607	31,540	32,957	34,416	34,951
1世帯当たりの人員(人)	3.17	3.03	2.86	2.69	2.58
老人人口 (65歳以上)	人 口	14,547	17,391	20,010	21,948
	割合(%)	14.9	18.1	21.2	23.6
					26.1

2 土地利用

土地利用状況は、総面積約420km²のうち、林野78%、宅地9%、経営耕地3%、その他10%となっている。しかし、近年、高速道路、国道バイパス、港湾の整備などを背景に農地等から商工業地、宅地等への転換が進んでいる。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等国民保護対策の面からも有効な活用が求められる。

3 交通

東西に走る国道11号、国道11号バイパス、四国縦貫・横断自動車道と南北に走る国道192号が骨格となっている。しかし、国道11号、192号をはじめとした市街地の幹線道路は、大型車両の通行により、慢性的な渋滞状況にあり、道路体系の確立が急務となっている。

一方、高速道路網が整備されたことにより、三島川之江、土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江、川之江東の2つのジャンクションをもち、四国の「8の字ネットワーク」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。このため、四国各県の県庁所在地のいずれにも、ほぼ1時間で結ばれるという好条件にある。

また、国道319号は、香川、徳島、愛媛の各県を結ぶとともに、高知県へのアクセス機能も兼ねる基幹道路である。この路線は市街地と法皇山脈で分断されている富郷町や隣接する新居浜市別子山とを結ぶ唯一の路線となっているとともに、新宮町へも通じる緊急輸送道路として、また山岳地域にお

ける観光、産業振興など地域の活性化に欠くことのできない路線でもある。

4 鉄道

国道11号に沿ってJR予讃線は、瀬戸大橋の開通、電化により利便性が向上したが、鉄道ダイヤ等の整備や、また、徳島・高知両県境に接しているが、公共交通はバスのみであり、沿線住民の利便性の向上のため、JR予讃線とJR徳島線を結ぶ交通網の整備が望まれている。

5 港湾

本市には、県内54港湾のうち重要港湾（6港湾）の一つである三島川之江港がある。同港は、フェリーを除く港湾貨物の取扱量では、愛媛県下を誇り、海の物流拠点として発展している。

6 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市梅本町に駐在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第14特科隊等が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態（基本指針第2章第1節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とし、その類型、事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。

1 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本県の地理的条件などから、本県に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

2 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

したがって、本県への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

3 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、N B C 弹頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本県においても、弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

4 ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本県への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

第2 緊急対処事態（基本指針第5章第1節）

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

1 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とほぼ同様の事態として捉え、都市部や発電所、石油コンビナートなどに対する、航空機などの交通機関を用いた攻撃やサリンなど多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定しており、市国民保護計画についても同様な事態を想定する。

2 県の緊急対処事態に関する事態の考え方

県内において、どのような事態が考えられるのかを「5 W I H」で整理すると、次のとおりとなる。

(1) 誰が (W h o)

国際テロ組織などが対象となる。

(2) いつ (W h e n)

突然的に発生

(3) どこ (W h e r e)

ア 都市部や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

イ 伊方発電所

ウ 石油コンビナート等特別防災区域（新居浜・波方・菊間・松山地区）

(4) 何を (W h a t)

ア 破壊（損害）

イ 殺傷（恫喝）

ウ 殺傷につなげるための破壊

(5) 何のために (W h y)

ア 恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思又は国策を特定の方向に強制誘導する。

イ 破壊、機能障害あるいは損害を自己の利益に転化する。

ウ 存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

(6) どのように (H o w)

ア 『大量殺傷物質等による攻撃』

都市部等の市街地における、N B C の拡散・散布

イ 『交通機関を用いた攻撃』

伊方発電所、石油コンビナート等特別防災区域への航空機自爆テロ等

第3 事態の特徴等

県内で起こり得る武力攻撃事態及び緊急対処事態の特徴等は、次のとおりとする。

1 武力攻撃事態

	(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃	(2) 弾道ミサイル攻撃
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none">高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。	<ul style="list-style-type: none">混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか、地方都市等も対象となりうる。通常弾頭のほかにN B C 弹頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。
県	<ul style="list-style-type: none">ゲリラや特殊部隊の侵入による伊方発電所等の	<ul style="list-style-type: none">混乱や恫喝という政治目的においては、伊方発

内で起こり得る事態	<p>生活関連等施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> この場合、侵入経路としては本県への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本県への攻撃も想定される。 	電所等の生活関連等施設や都市部の行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。
一般的に考えられる事態	(3) 航 空 攻 撃	(4) 着 上 陸 侵 攻
県内 で起こり得る事態	<ul style="list-style-type: none"> 混乱と恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。

2 緊急対処事態

攻撃の対象施設等による分類		
(1) 危険性を内在する物質を有する施設		
一般的に考えられる事態	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船（LNG運搬船等）への攻撃 ダムの破壊 <p>など</p>	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 航空機・列車等公共交通機関の爆破 学校 <p>など</p>
県内 で起こり得る事態	<ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所 菊間国家石油備蓄基地 石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山） 危険物貯蔵施設 <p>などへの破壊活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> JR、フェリー乗り場などのターミナル駅や空港 航空機・列車・フェリー等公共交通機関 デパートやレジャー、イベント会場施設 学校 <p>などへの破壊活動</p>
攻撃の手段による分類		
	<p>(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（N B Cの拡散・散布等）</p>	<p>(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）</p>

<p>一般的に考えられる事態</p> <p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 <p>など</p>	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設 ・原子力発電所 <p>など</p>
<p>事態で起り得る 県内</p>	<p>・市街地、公共交通機関等でのN B C拡散・散布</p> <p>・ダムや浄水場への毒物、細菌の混入</p> <p>などによる破壊活動</p> <p>・伊方発電所</p> <p>・菊間国家石油備蓄基地</p> <p>・石油コンビナート（新居浜、波方、菊間、松山）</p> <p>などに対する破壊活動</p>

——第2編——

平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備（基本指針第3章第1節）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の平素の業務

市の各部課等は、第3編第2章第1の3で、国民保護措置における各部・各班の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

また、消防本部より住民への初動連絡において、常備消防機関に設置されている防災行政無線の遠隔操作機により対応するなど、常備消防機関との緊密な連携及び迅速な連絡体制を考慮した市庁内体制を整備し職員への周知を図る。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の推移に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
第1配備（警戒配備体制）	国民保護担当職員及びあらかじめ指名された職員が参集
第2配備（緊急事態連絡室体制）	原則として、市国民保護対策本部体制に準じてあらかじめ指名された概ね3分の2の職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、事態の状況を踏まえ、その都度判断
第3配備（市国民保護対策本部体制）	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

イ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	第1配備（警戒配備体制）
	市の全部課等での対応が必要な場合	第2配備（緊急事態連絡室体制）
	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	第2配備（緊急事態連絡室体制）

事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	第3配備（市国民保護対策本部体制）
-------	----------------------	-------------------

(4) 職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長（市長）の代替職員については、次のとおりである。

第1順位 副市長 第2順位 消防長 第3順位 総務部長

(6) 職員の体制ごとの所掌事務

市の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体 制	所 掌 事 务
第1配備（警戒配備体制）	1 関係機関との連絡による情報収集 2 国民保護担当課長への報告 3 状況によっては、第2配備又は第3配備の事務に倣う
第2配備（緊急事態連絡室体制）	1 関係機関との連絡による情報収集 2 状況によっては、第3配備の事務に倣う
第3配備（市国民保護対策本部体制）	国民保護対策本部の所掌事務に倣う

(7) 対策本部の機能の確保

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、主に次の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを踏まえ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条等）

市は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること（法第81条第2項）。	管理課
	特定物資の保管命令に関すること（法第81条第3項）。	管理課
	土地等の使用に関すること（法第82条）。	管理課
	応急公用負担に関すること（法第113条第1項、第5項）。	管理課 安全・危機管理課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	総務課 安全・危機管理課
不服申立てに関すること（法第6条、第175条）。		総務課 当該課
訴訟に関すること（法第6条、第175条）。		総務課 当該課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、四国中央市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、近隣市、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災の連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災の連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、近隣市、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の国民保護措置が円滑に実施できるよう近隣市等関係機関との意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、電子メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市との連携

(1) 近接市との連携（法第35条第4項）

市は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C災害に対応可能な部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じ

て、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編　◦関係機関協定等一覧

P. 120

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章5(2)）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項、基本指針第1章5(3)）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部、四国中央市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備（基本指針第4章第4節2）

市は、国民保護措置の実施に関し、市防災行政無線など非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設	・非常通信のための設備や施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
設備	・武力攻撃災害による障害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
面	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターを使って、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの維持・点検に努める。 ・国民保護措置の実施の際に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害により、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うについては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後に評価を行い、必要な体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び市防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・國民に情報を提供するに当たっては、市防災行政無線、広報車等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備に必要な事項について定める。

1 基本的考え方（基第4章第4節1）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の通知に必要な準備（法第47条、基本指針第4章第1節1）

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害

者、外国人等に対する伝達に配慮する。また、地域の自治会や自主防災組織、民生委員や社会福祉協議会と十分に協議し、災害時における避難支援を含めた体制の整備に努める。

(2) 市防災行政無線等の整備

ア デジタル化の推進等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の市防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。

イ 全国瞬時警報システムの整備

市は、国からの緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため全国瞬時警報システム（J—ALERT）を常に最適な状態に整備しておくとともに自動起動機等による情報周知手段の拡大整備に努める。

*全国瞬時警報システム（J—ALERT）

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

(3) 県警察及び海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第1項、基本指針第4章第2節6）

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

〈収集・報告すべき安否情報〉

- | |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。） |
| ⑥ 国籍（日本国籍を有しないものに限る） |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（①～⑥のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| （上記①～⑦に加えて） |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |
| ⑯ 遺体が安置されている場所 |
| ⑰ 連絡先その他必要情報 |
| ⑱ ①～⑦、⑯～⑰の親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 |

資料編　◦安否情報報告様式

P. 122

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（法第126条、第127条第1項、基本指針第4章第4節1）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編　◦被災情報報告様式

P. 127

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、職員を育成するため、消防大学校、県研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング(注)等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

* 【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

* 【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(注) パソコンやコンピュータネットワーク等を活用して教育を行うこと。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条第1項、第3項、基本指針第4章第7節）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

エ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させる。
- イ 住民の避難誘導や救援等に当たっては、自治会及び自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行えるよう必要な訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ 季節や地域などの自然的条件等を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

第1 避難に関する基本的事項（基本指針第4章第1節）

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次のような必要な基礎的資料を準備する。

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

- ・住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数)
- ・区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ・輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ・避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ・備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ・生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- ・関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ・消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- ・避難行動要支援者の避難支援プラン

2 隣接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成中である、避難支援プランを早期に完成させ、これを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災担当部局及び福祉関係部局を中心とした横断的な、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置を行う。

【避難行動要支援者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、自然災害時における取組として作成を検討している災害時要援護者の避難支援プランを活用することとする。（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」）

(平成17年3月) 参照)

避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。

避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握は不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報を基に一定の条件や考え方に基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、防災担当部局及び福祉担当部局等が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定する。

(家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載)

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性を踏まえ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2 避難実施要領のパターンの作成（法第61条、基本指針第4章第1節4）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別（特に冬季の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮するものとする。

第3 救援に関する基本的事項（法第76条、基本指針第4章第2節）

1 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

2 県との調整

市は、県から救援に関する事務の一部を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合を踏まえて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基本指針第4章第4節3）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

〈輸送力に関する情報〉

- ① 保有車両等（路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

〈輸送施設に関する情報〉

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

資料編	◦輸送力一覧	P. 108
	◦飛行場外臨時離着陸場一覧	P. 110

2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

第5 避難施設の指定への協力（法第148条、第149条、基本指針第4章第1節5）

1 県との協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

〈避難施設の指定の留意事項〉

- (1) 避難所としての学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一次集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造りの堅ろうな建築物等を指定するよう配慮する。
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないようできるだけ多くの施設を指定するよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所や急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出に適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救難を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

2 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

3 住民への周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編	◦避難場所一覧	P. 105
-----	---------	--------

第3章 避難行動要支援者等支援に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。(基本指針第4条第1節4)

第1 情報の共有

市は、社会福祉施設管理者と要配慮者に関する情報を共有するとともに、広域的な観点に基づき、警報及び避難の指示の伝達、避難誘導、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

また、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、次のことに留意する。

- 1 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- 2 生活支援のための人材確保
- 3 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- 4 食事に特別な配慮を要する者に対する柔らかい食品などの確保及び提供
- 5 障害の状況等に応じた介助用品、補装具の確保又は提供
- 6 避難施設又は居宅で必要な資機材の設置又は配付
- 7 避難施設又は居宅で相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- 8 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、社会福祉施設等に避難を要する者の該当施設への受入れ要請の実施

第2 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者について、あらかじめホームヘルパーや民生児童委員等の協力を得て、自治会等ごとに、その実態を把握するよう努めるものとし、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人からの同意を得て消防、民生児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供を行うなど、関係者間での情報共有を図るものとする。

第3 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下に避難行動要支援者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備するものとする。

第4 避難体制の確立

市は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。また、避難所や避難路の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

第5 国民保護に関する啓発

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に合わせた啓発を図るものとする。

第4章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設などの安全の確保を図るために、これらの施設の管理者に対する留意点の周知等について、次のとおり定める。

第1 生活関連等施設の把握等（法第102条、基本指針第4章第3節3）

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、次に掲げる項目について整理するとともに、県との連絡態勢を整備する。

なお、これらの項目については、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努める。

- 1 施設の種類
- 2 名称
- 3 所在地
- 4 管理者名
- 5 連絡先
- 6 危険物質等の内容物
- 7 施設の規模

第2 安全確保の留意点

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。なお、生活関連等施設の種類は、別表（次頁）に掲げるとおりである。

資料編　・市内危険物施設一覧

P. 113

第3 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

具体的には、テロ等の発生に備え、予防対策として、来場者確認の徹底などの不審者対策、警察、海上保安部・消防機関等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、市職員等による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への啓発等の措置を講ずる。なお、この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

別表

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局、市担当課〉

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局	市担当課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	—	
	2号	ガス工作物	経済産業省	—	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民環境部	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—	
	6号	放送用無線設備	総務省	—	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省		
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 公営企業管理局	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	県民環境部	予防課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部	
	3号	火薬類	経済産業省	県民環境部	予防課
	4号	高圧ガス	経済産業省	県民環境部	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民環境部	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民環境部	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民環境部 保健福祉部 農林水産部	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	—	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	保健福祉部	
	11号	毒性物質	経済産業省	—	

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

第1 市における備蓄（法第142条、第145条、第146条、基本指針第4章第7節）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

〔住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例〕

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など

また、市は、市地域防災計画に準じ、市民に対して、最低7日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされており、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

〔国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例〕

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携

市は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（基本指針第4章第5節2(5)）

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、必要な整備・点検に努める。

2 ライフライン施設の代替性の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記

その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るため、バックアップ体制の整備にも努める。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を定める。

第1 国民保護措置に関する啓発（法第43条、基本指針第1章5）

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

1 住民への周知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

2 応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

——第3編——

武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の県・市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

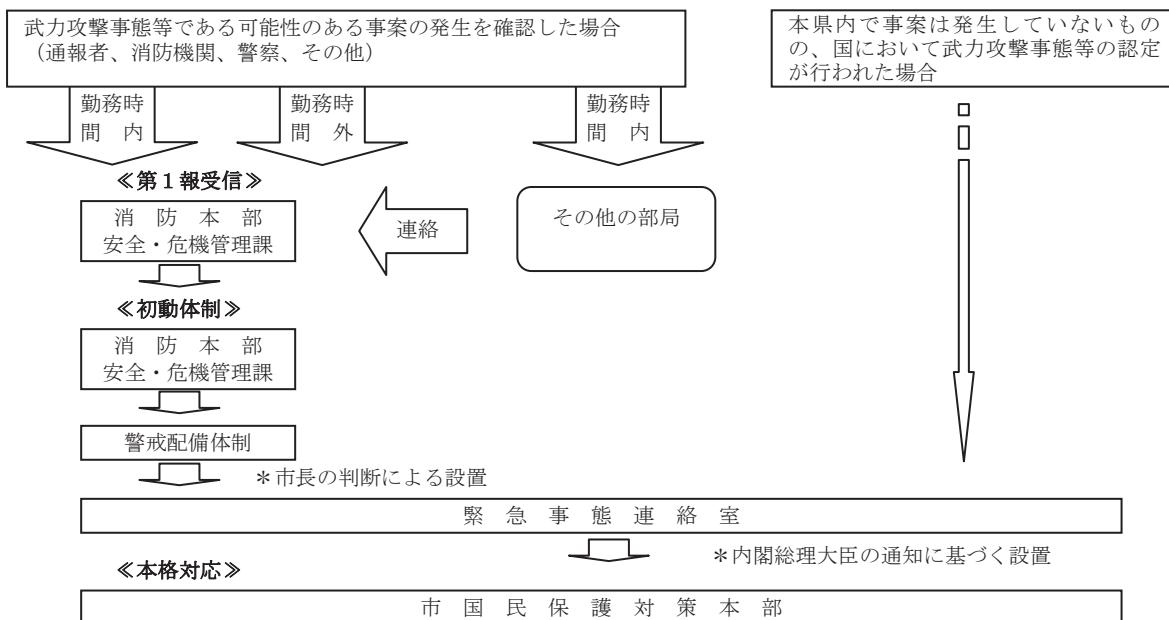
このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくために初動体制について定める。

第1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置（法第29条第11項、基本指針第3章第2節5）

1 市の危機管理初動体制

市民からの情報や関係機関からの情報により、武力攻撃事態等である可能性がある事案の発生を把握した場合には、危機の内容を踏まえて、必要に応じて国民保護担当職員を参集させ警戒体制とする。

（初動連絡体制フロー）

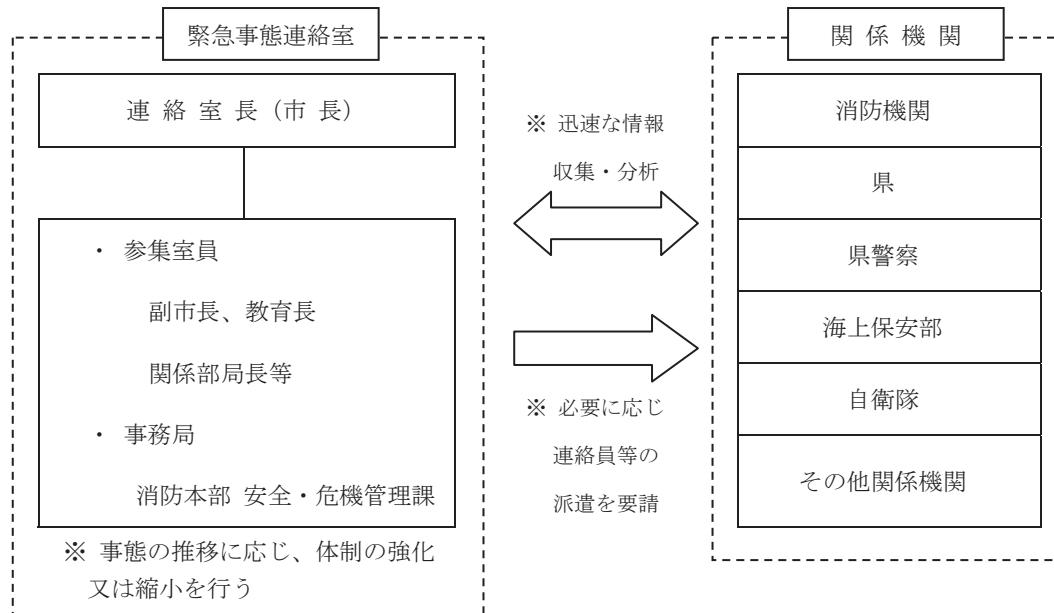


2 緊急事態連絡室の設置

(1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため「緊急事態連絡室」を設置する。なお、「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など事態発生時の対応に不可欠な少人数の要員により構成する。

「緊急事態連絡室」の体制は、次のとおりとする。

【市緊急事態連絡室の体制】



*住民から通報、県からの連絡その他情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- (2) 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

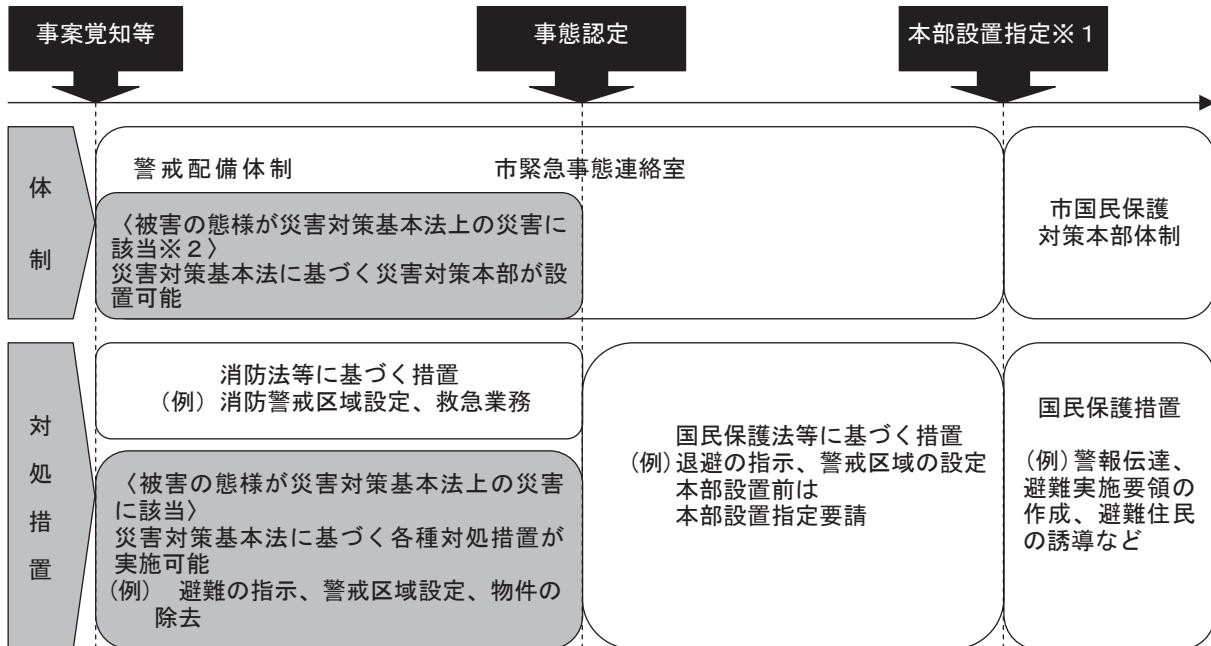
4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

第2 対策本部への移行に要する調整（基本指針第3章第2節5）

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する

とともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第3 市地域防災計画による事案への対応を行っていた場合

市地域防災計画に基づき、市災害対策本部が設置されていた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

* 【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1 市対策本部の設置（法第25条第1項、第27条第1項）

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するが、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般加入電話、携帯電話等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

ア 資機材等の準備

市対策本部担当者は、市本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動の確認、資機材の配置等必要な準備を開始する。

イ 議会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

資料編　○四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例　P. 119

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を川之江庁舎、四国中央市消防本部と指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

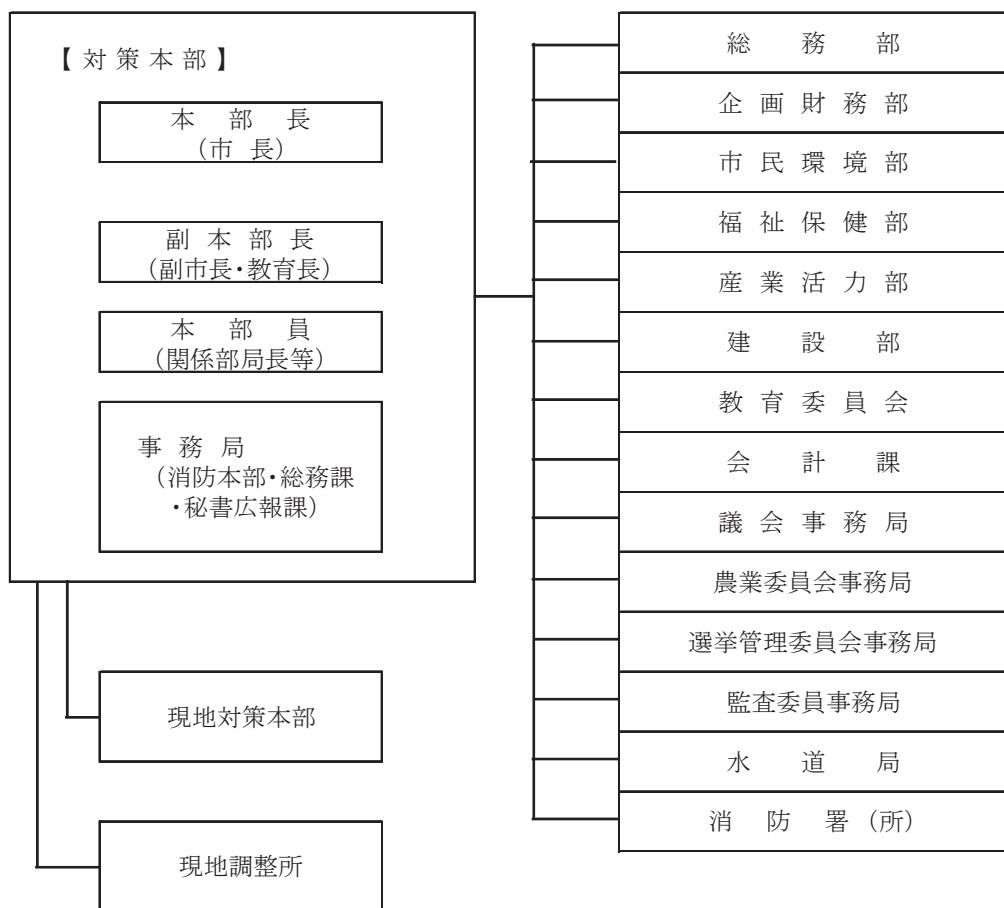
2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織及び所掌事務

市対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。

【市対策本部の構成】



資料編 ○国民保護対策本部所掌事務

P. 114

4 市対策本部長の補佐機能

市対策本部に本部員を置き、市対策本部長の意思決定を補佐する。

(1) 本部長及び本部員は、次のとおりとする。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、企画財務部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業活力部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、消防長、水道局長、総務課長、秘書広報課長

(2) 本部会議

本部会議の協議事項は、主に次のとおりとする。

- ア 国民保護措置の基本方針に関すること。
- イ 人員の配置に関すること。
- ウ 被災情報、安否情報等情報収集に関すること。
- エ 避難実施要領に関すること。
- オ 避難及び救援に関すること。
- カ 県及び他市町等関係機関との連絡調整に関すること。

- キ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ク 報道機関との連絡調整に関すること。
- ケ 情報通信機器の確保に関すること。
- コ 住民への広報活動に関すること。
- サ その他国民保護措置に関すること。

5 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部に次のような広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報手段

市は、次のような広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を実施する。なお、広報については、自主防災組織やその他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

- ア 市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 新聞、テレビ
- エ 市ホームページ
- オ 相談窓口の設置
- カ 記者会見の実施

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築し、各放送事業者等の関係機関に対しては県を通じた要請を行うこと。

6 市現地対策本部の設置（法第28条第8項）

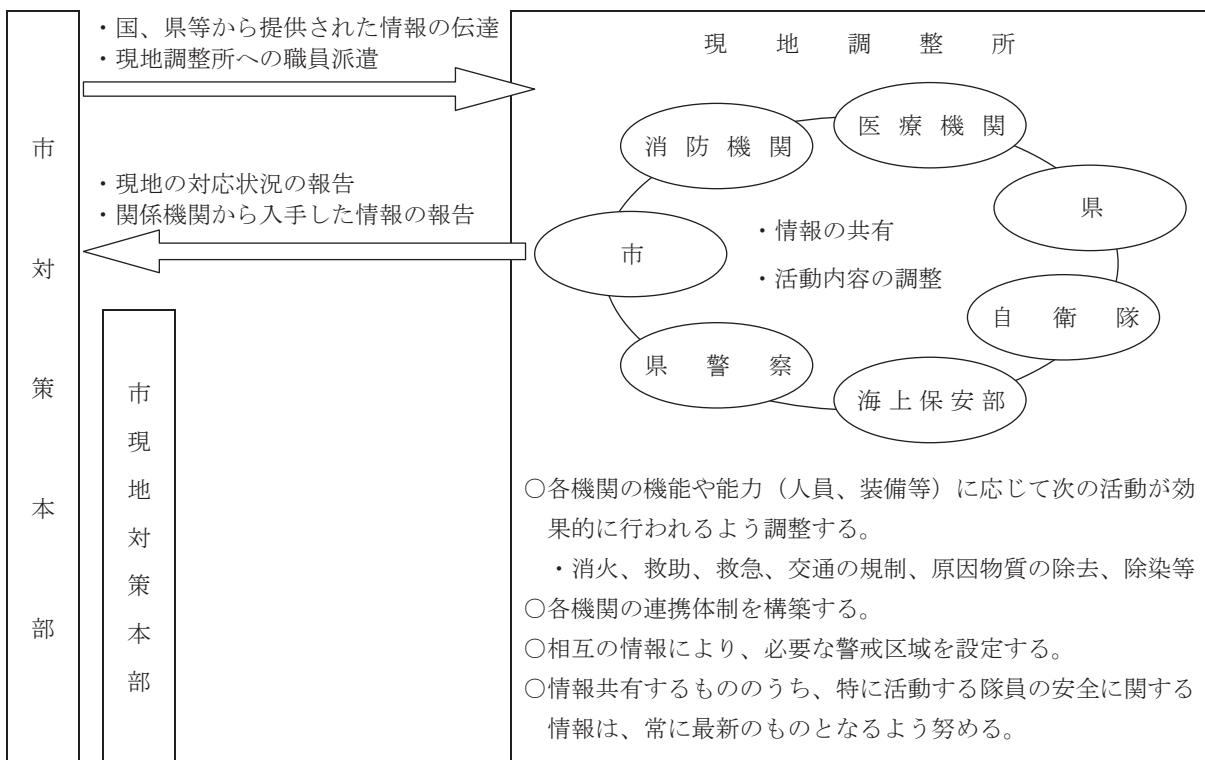
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

7 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所〉



〈現地調整所〉

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるよう現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
 - ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
- 市は現地調整所を設置し、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使する。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全を確保する。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することとする。他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

8 市対策本部長の権限（法第29条）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の

実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第6項、第7項）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の關係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

9 市対策本部の廃止（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2 通信の確保（基本指針第4章第4節2）

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

第1 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請（法第16条第4項）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第20条、基本指針第1章4(3)）

1 自衛隊の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛媛地方協力本部長及び市協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては呉地方総監、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

2 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町長等への応援の要求（法第17条）

- (1) 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町長等に対して応援を求める。
- (2) 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編　○関係機関協定等一覧

P.120

2 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託（法第19条）

- (1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- (2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市は、上記1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、上記1の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6 市の行う応援等

1 他の市町に対して行う応援等（法第17条）

- (1) 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- (2) 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7 ボランティア団体等に対する支援等（法第4条第3項）

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ボランティア団体等に依頼する活動の内容として想定されるのは、主として次のとおりとする。

- ・災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- ・炊出し等の救援活動の補助
- ・高齢者、障害者等の介護、看護補助
- ・清掃及び防疫の補助
- ・物資、資材の運送及び配分の補助
- ・被災建築物の応急危険度判定の補助
- ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

3 民間からの救援物資の受入れ（基本指針第4章第4節5）

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8 住民への協力要請（法第4条第1項、基本指針第1章5）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

1 避難住民の誘導への協力（法第70条）

避難住民の整理、避難行動要支援者の介助等の実施に必要な援助について協力を要請することができる。なお、避難住民復帰のための措置についても、同様に協力を要請することができる。

2 避難住民等の救援（法第80条）

知事が市長に救援に関する事務を委託したときは、市は、避難所における情報の伝達、食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助について協力を要請することができる。

3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害の対処のための措置の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

4 保健衛生の確保（法第123条）

集団健康診断の補助、防疫作業の補助等の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の内容の伝達等（法第47条、基本指針第4章第1節）

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の伝達等（基本指針第4章第1節）

(1) 警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、市防災行政無線、広報車、消防団等により、速やかに次に掲げる団体等に警報の内容を伝達する。

ア 住民、自治会、自主防災組織等

イ 農業協同組合、漁業協同組合、商工会等関係機関

ウ 病院、学校等

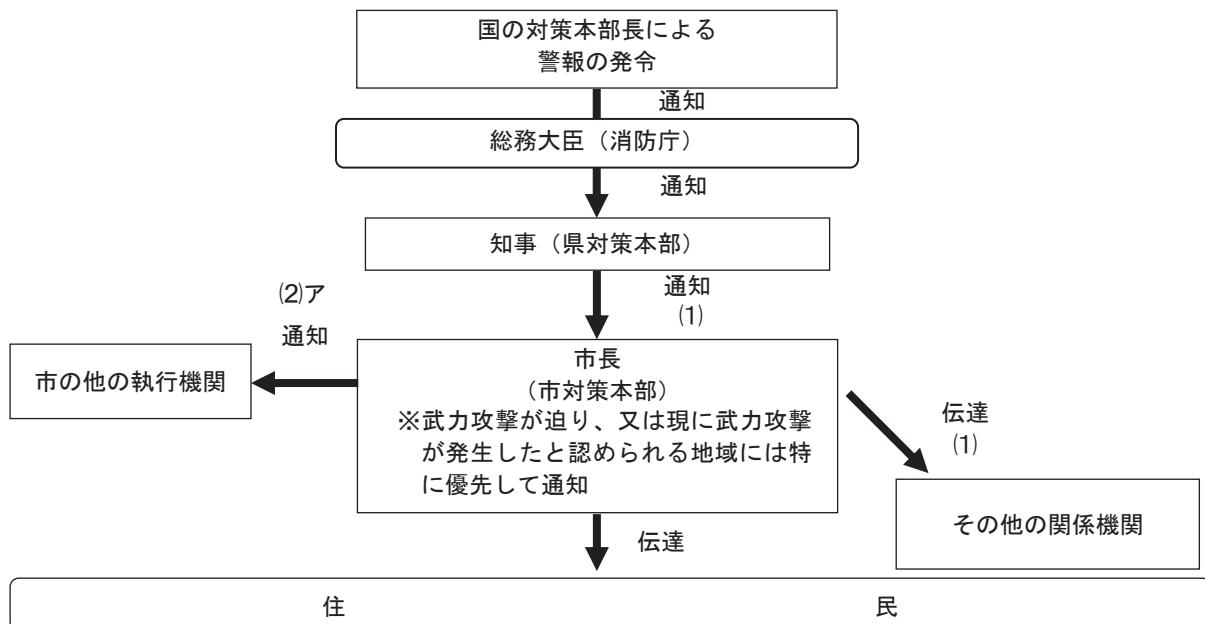
(2) 警報の通知

ア 市は、市の他関係機関（教育委員会、各支所、出張所、保健センター等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達は、次のとおりである。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどにより行う。

2 警報の伝達方法（基本指針第4章第1節1）

(1) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、防災有線告知システムで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
なお、周知に当たっては、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等を通じた迅速な警報伝達に努める。

なお、住民等への伝達手段は、次のとおりである。

- (ア) サイレン（国が定めた放送方法による。）
- (イ) 防災有線告知システム
- (ウ) 自治会、自主防災組織等を通じての伝達
- (エ) 広報車
- (オ) ホームページへの掲載
- (カ) F A X（主に、聴覚障害者に対して行う。）

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
(ア) 原則として、サイレンは使用せず、市防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

- (イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- (2) 市長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災担当部局及び福祉担当部局等が中心になって、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報解除の通知の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないが、その他は警報の発令の場合と同様の方法で伝達するものとする。
- 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等（法第62条、基本指針第4章第1節4）

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達（基本指針第4章第1節）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速

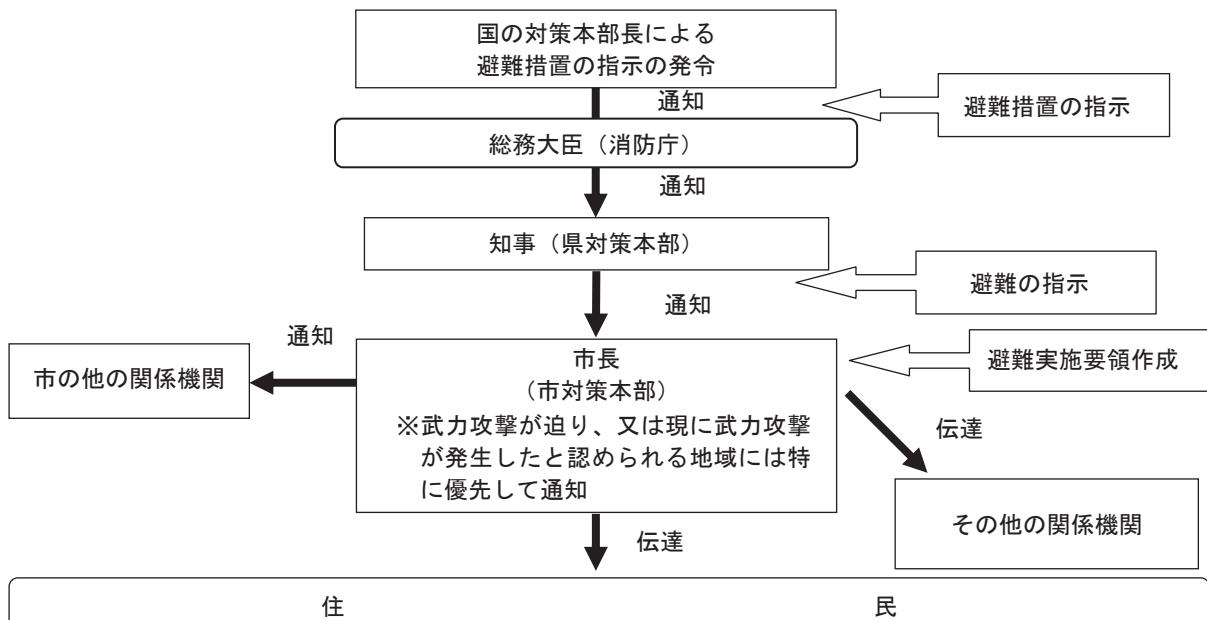
に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。

(3) 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

※ 避難の指示の流れについては、次のとおりである。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定（基本指針第4章第1節4）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

〈避難実施要領に定める事項（法定事項）〉

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として県計画に記載され

る市の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

〈県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目〉

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職員の配置等
- ⑧ 自主防災組織等の活用
- ⑨ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への対応
- ⑩ 要避難地域における残留者の確認
- ⑪ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑫ 避難住民の携行品、服装
- ⑬ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、下記の点に考慮する。

ア 避難指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時機、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共期間等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（＊輸送手段が必要な場合）

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の設定)

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選択、自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員配置（各地域への職員の割り当て、現地手段の確保）

ケ 関係機関等の調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

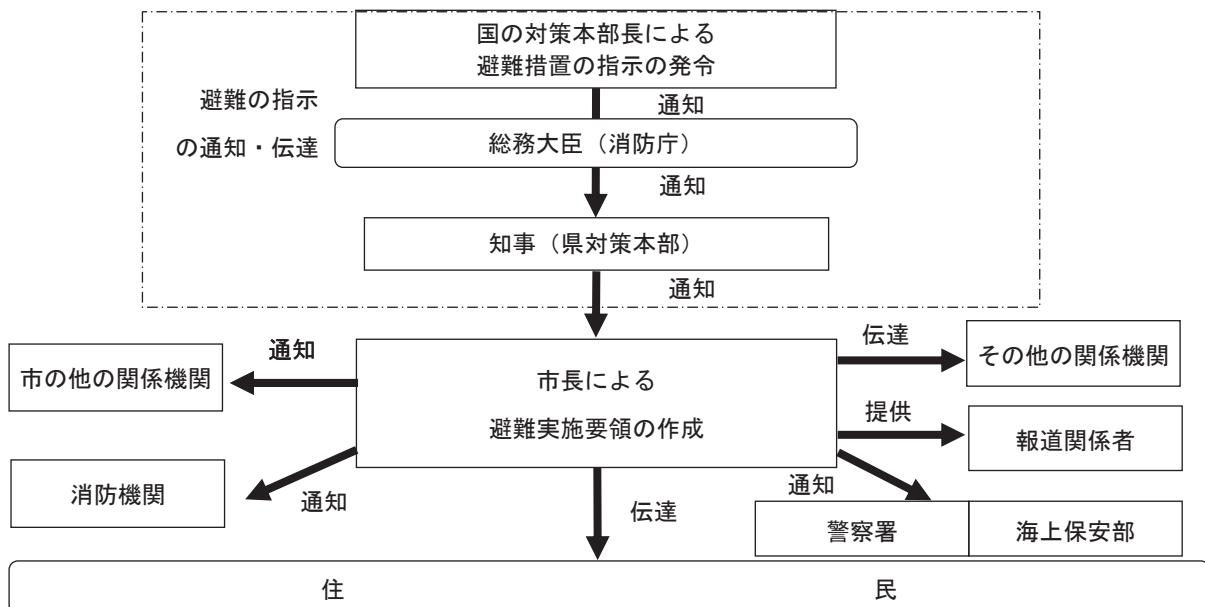
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の関係機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊愛媛地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



3 避難住民の誘導（基本指針第4章第1節）

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照）を携行させる。特に、市街地等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

【避難住民の誘導に関する必要な措置】

ア 警告、指示

避難住民を誘導する市職員、警察官等又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下、この号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生するおそれがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができることとされている。

イ 立入禁止、退去、物件の撤去

警告、指示を行う場合、警察官等は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入を禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができるとされている。

なお、警察官がいない場合は、消防職員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができることとされている。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いため、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずして要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合における住民の避難

- ア 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事からの通知により、市は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるため、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- イ ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事の緊急通報の発令を受けて、市は、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ウ 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と県警察、海上保安部、自衛隊等と連携して、広域的見地から必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(2) N B C攻撃（＊）の場合における住民の避難

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋や帽子、雨ガッパなどを着用させるほか、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意する。

*核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃

ア 核攻撃の場合

核爆発による熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害は受けないものの、放射線降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は一律に住民を避難させるのではなく、感染の有無を確認するとともに感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の場合における住民の避難

- ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報とともに、住民を屋内に避難させることが必要である。
- このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の施設に避難させる。
- イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域へ避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ウ 航空攻撃は、弾道攻撃の場合と比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないとこと、攻撃目標を特定することが困難であること、弾頭の種類により対応が大きく異なる。したがって、攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難措置を広範囲に指示する必要がある。この際には、弾道ミサイル攻撃同様、できる限りの近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建物の地階等の地下施設に避難させる。

(4) 着上陸侵攻の場合における住民の避難

着上陸侵攻については、本県での事態発生の可能性は低いと想定されるが、今後、このような事態に対して、以下の対応を行う。

- ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- イ このため、平素から、このような避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第5章 救 援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があつた場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について定める。

第1 救援の実施（法第76条、令第9条、令第10条）

1 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があつたときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の搜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町との連携

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携（法第77条）

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、知事が日本赤十字社愛媛県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社愛媛県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法第79条）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の⑫に準じて行う。

5 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について救援を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

第3 救援の内容

1 救援の基準等（法第75条、令第10条）

市長は、救援の実施に関する事務の一部を行うこととされた場合、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編　○救援の程度及び基準

P. 131

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容

市長は、事務の委任を受けた場合において、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が避難施設等から移ることができるよう配慮する。

ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

イ 避難施設運営マニュアルに基づく適切な運営

ウ 避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮

エ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応

ク 提供対象人数及び世帯数の把握

(2) 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊出し又は弁当等の提供を行う。

飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。

生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。

ア 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

ウ 提供対象人数及び世帯数の把握

エ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

(3) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供するとともに、提供に当たっては、県内医療機関を活用するほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものでなく、また、経済的能力の如何を問うものでない。

ア 医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認

イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

エ 避難住民等の健康状態の把握

オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

(4) 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。

この場合、消防防災航空隊の活用など、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

ア 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携

イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

(5) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を実施する。

ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制

ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について

(平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)

- オ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

(6) 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となつた避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

- ア 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- イ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- エ 聴覚障害者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

- ア 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）
- イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- エ 応急修理の相談窓口の設置

(8) 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒、高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

- ア 児童生徒の被災状況の情報収集
- イ 不足する学用品の把握
- ウ 学用品の給与体制の確保

(9) 死体の搜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の搜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行う。

- ア 死体の搜索及び処理についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携
- イ 被災情報、安否情報の確認
- ウ 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- オ 死体の一時保管場所の確保

- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

- ア 障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集
- イ 障害物の除去の施工者との調整
- ウ 障害物の除去の実施時期
- エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（基本指針第4章第2節5）

1 医療活動等の実施方針

- (1) 医療活動等の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効果的な活動に努める。
- (2) 市は、県、医師会、医療機関等との緊密な連携により、武力攻撃災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）を行う。
- (3) 市は、市地域防災計画に準じ、武力攻撃災害時には速やかに救護所の設置や救護班の編成などの初期医療体制を確立するとともに、救護病院等の後方医療機関に傷病者を収容する。また、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の災害現場への派遣を要請し、応急治療等を行う。
- (4) 市は、消防機関、警察、医療機関等と連携して、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集し、県への情報提供に努める。
- (5) 武力攻撃災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

2 核攻撃等における医療活動等の留意点

市は、核攻撃等又は武力攻撃災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

第5 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等（法第81条、令第12条）

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合には、国民保護措置を実施するために緊急かつやむを得ない場合に限定されることに留意する。

- (1) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由（被災等により特定物資が使用不能となっている場合や特定物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合など）がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の当該特定物資の収用
- (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- (4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要。被災等により家屋が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず

ず、所有者及び占有者が応じないときは、特に必要と認めるときは、同意を得ないで土地等を使用することができる。)

- (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- (7) 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

2 医療の要請等に従事する者の安全確保

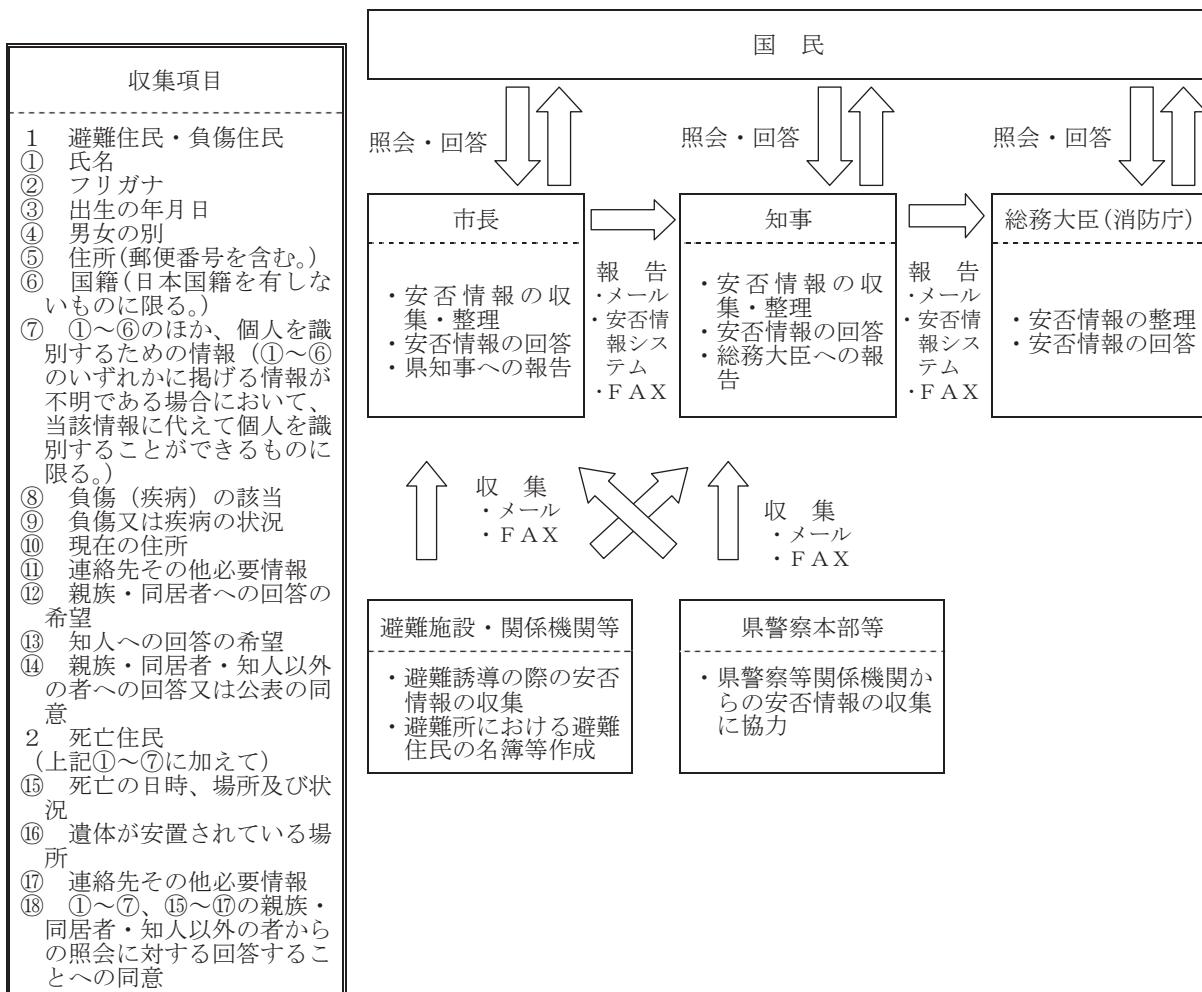
市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

なお、市は、安否情報の収集及び提供に関し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効果的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

〈安否情報収集に関する措置〉



第1 安否情報の収集（法第94条）

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する診療所、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

資料編　。安否情報報告様式

P. 122

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2 県に対する報告（法第94条）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編　。安否情報報告様式

P. 124

第3 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

(1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、電子メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。また、避難住民等が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」等の周知を図る。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編　。安否情報報告様式

P. 125

(3) 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

2 安否情報の回答

(1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書で本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることを踏まえ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社愛媛県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3の2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処において、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動等の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

(1) 市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設の安全確保

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条、基本指針第4章第3節3）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条、基本指針第4章第3節3）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

〈対象〉

市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱う消防法第2条第7項の危険物（国民保護法施行令第29条）

〈措置〉

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

資料編　◦市内危険物施設一覧

P. 113

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の表の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、対処の現場における初動的な応急措置などN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

1 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合において

は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、愛媛県消防広域相互応援協定に基づき、必要な資機材・人員の応援要請を行い、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

〈生物剤を用いた攻撃の場合における対応〉

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市国民保護担当部局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市保健衛生担当部局等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーバランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長の権限（法第108条）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄

2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用的制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占用者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

1 退避の指示（法第112条）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。住民避難が必要となるような状況が生じた場合には、火災・災害等即報要領に基づく報告とは別に、速やかに、避難に関する情報報告様式を用いて県へ報告する。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

〈退避の指示について〉

- ア 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で退避の指示により住民を一時的に退避させる。
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合は、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

〈退避の指示例〉

- 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や建築物の地階など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気と接触の少ない屋内にとどまるほうがより危険性が少ないと考えられるとき。
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避難の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を

交付し、着用させる。(第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照)

2 警戒区域の設定(法第114条)

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、市防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等(法第113条)

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講すべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等(基本指針第4章第3節5)

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要

な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編　◦関係機関協定等一覧

P. 120

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、上記(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

資料編　◦医療機関及び救護班一覧

P. 111

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本

部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。(第3編第11章「特殊標章等の交付及び管理」参照)

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされているため、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第1 被災情報の収集（法第126条）

- 1 市は、電話、市防災行政無線、広報車その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2 被災情報の報告（法第127条）

- 1 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

資料編　◦火災・災害等即報要領（第3号様式） P. 129

- 2 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

資料編　◦被災情報報告様式 P. 127

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第1 保健衛生の確保（法第123条、基本指針第4章第3節7）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2 廃棄物の処理（法第124条、基本指針第4章第3節8）

1 廃棄物処理の特例

(1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 市は、上記(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

(1) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作

成) 等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について定める。

第1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等（基本指針第4章第5節1）

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、使用料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保（基本指針第4章第5節2）

1 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路や河川等の管理者として、公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第1 特殊標章等（法第158条）

1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所又は車両、船舶、航空機等

資料編　○特殊標章及び身分証明書

P.130

〔特殊標章等の意義について〕

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参考官（事態法制担当）通知）」に基づき、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

1 市長

- ア　市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ　消防団長及び消防団員
- ウ　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- ア　消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ　消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ　消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 水防管理者

- ア　水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

——第4編——

復 旧 等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について定める。

第1 基本的考え方（法第139条、基本指針第4章第5節3）

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請（法第140条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2 ライフライン施設の応急の復旧（法第141条）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について定める。(法第141条、基本指針第4章第6節)

第1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

第2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2 損失補償及び損害補償

1 損失補償（法第159条、令第40条）

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償（法第160条、令第43条、第44条）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条、令第45条、第46条）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

——第5編——

緊急対処事態への対処

第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章第2及び第3に掲げるとおりである。

第1 基本的考え方

市は、緊急対処事態としては、基本的に武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。(法第178条、基本指針第5章第1節)

資料編　◦四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例　P. 119

第2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、第3編第4章第1に掲げる武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

[用語]

○国民保護に関する用語

1 法令名等

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成16年法律第112号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成16年政令第275号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 【平成17年総務省令第44号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。 <ul style="list-style-type: none">・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約 【第二条約】・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】・国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第一追加議定書】・非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成16年法律第114号】
買占め等防止法	生活関連物資等の買占め及び売値しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和48年法律第48号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成25年内閣府告示第229号】
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

2 住民関連

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語が不自由な外国人など、災害時において支援等の配慮を要する者をいう。

避難行動要支援者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとすることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 など
自主防災組織	<p>住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第2条第2項】</p>

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
N B C 攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) 又は化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78条、第81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】

国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（国民保護法第18条における準用を含む）の規程による要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の規定による求めがあった場合に、内閣総理大臣の承認を得て実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

4 避難、救援等関連

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第52条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。【国民保護法第52条】
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第58条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。）【国民保護法第139条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。）【国民保護法第141条、第171条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。【事態対処法第2条】
国民保護措置 (国民の保護のための措置)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。【国民保護法第2条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。【国民保護法第172条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第94条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。【国民保護法第79条】
物資 (救援の実施に必要な物資)	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。【国民保護法第81条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。【国民保護法第81条】

5 関係機関、施設関連

用語	意義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。【事態対処法第2条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに官内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに官内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（官内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに官内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第2条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第2条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第11条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第16条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第19条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第41条】
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第102条第1項に規定する施設（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第98条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第63条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第64条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第7条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。【国民保護法第61条】
国民保護担当	市の防災、災害対策等の危機管理業務を主として担当する部署をいう。

[関係機関等]

○関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央市役所（本庁舎）	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-28-6000
川之江庁舎	四国中央市金生町下分865	0896-28-6200
土居庁舎	四国中央市土居町入野178-1	0896-28-6300
新宮庁舎	四国中央市新宮町新宮461	0896-28-6000

2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛媛県県民環境部防災局危機管理課	松山市一番町4-4-2	089-912-2335
東予地方局総務県民課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300
産業振興課	西条市丹原町池田1611	0898-68-7322
河川港湾課	西条市喜多川796-1	0897-56-1300
四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川4丁目6-53	0896-24-4455
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-53	0896-23-3360
東予家畜保健衛生所	西条市氷見乙2025	0897-57-9122

3 県内市町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山市危機管理担当部長付	松山市二番町4-7-2	089-948-6791
今治市防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-32-5200
宇和島市危機管理課	宇和島市曙町1	0895-24-1111
八幡浜市危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市防災安全課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1234
西条市危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
西予市危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市総務課危機管理室	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
久万高原町総務課	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町総務課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111

砥部町総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323
内子町総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦1933-1	0894-38-0211
松野町総務課危機管理室	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111
鬼北町総務課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町御荘平城3211	0895-72-0119

4 近隣市町村（県外）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
高知県大豊町総務課	高知県長岡郡大豊町高須231	0887-72-0450
高知県本山町総務課	高知県長岡郡本山町本山504	0887-76-2113
高知県大川村総務課	高知県土佐郡大川村小松27-1	0887-84-2211
香川県観音寺市危機管理課	観音寺市坂本町1丁目1-1	0875-23-3900
徳島県三好市危機管理課	三好市池田町シンマチ1500-2	0883-72-7600

5 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局松山地域センター	松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177
四国森林管理局愛媛森林管理署 土居森林事務所	四国中央市土居町入野1079-1	0896-74-8110
四国地方整備局 西条国道維持出張所	西条市福武甲459-1	0897-56-1264
松山地方気象台	松山市持田町102	089-941-0012
第六管区海上保安本部 今治海上保安部 三島川之江分室	広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17 今治市片原町1-2 四国中央市三島紙屋町6-45	082-251-5111 0898-22-0118 0896-24-4498

6 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山駐屯地第14特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
独立行政法人 水資源機構 富郷ダム管理所	四国中央市富郷町津根山353-6	0896-22-0302
日本赤十字社愛媛県支部	松山市一番町4-4-2	089-921-2111
日本放送協会 松山放送局	松山市堀之内5	089-921-1111
日本郵便株式会社（四国支社） 長津郵便局 中上簡易郵便局 土居郵便局	四国中央市土居町津根1927-4 四国中央市妻鳥町2020-3 四国中央市土居町入野847-6	0896-74-4282 0896-56-8748 0896-74-2018

富郷郵便局	四国中央市富郷町寒川山425の3	0896-22-0300
大門簡易郵便局	四国中央市川之江町3217-6	0896-56-0701
閑川郵便局	四国中央市土居町上野1717	0896-74-4283
新宮郵便局	四国中央市新宮町新宮467	0896-72-2001
金砂簡易郵便局	四国中央市金砂町平野山232	0896-29-0120
川之江郵便局	四国中央市金生町下分857の1	0896-56-2271
川之江妻鳥郵便局	四国中央市妻鳥町353の14	0896-56-3611
川之江新町郵便局	四国中央市川之江町1720-2	0896-56-3612
川瀧郵便局	四国中央市川瀧町下山2021の8	0896-56-3615
上山簡易郵便局	四国中央市新宮町上山3322	0896-72-2617
上分郵便局	四国中央市上分町517-6	0896-56-3614
蕪崎郵便局	四国中央市土居町蕪崎310-3	0896-74-4281
伊予三島郵便局	四国中央市三島中央5-6-17	0896-23-3563
伊予三島港郵便局	四国中央市三島中央1-5-21	0896-23-3086
伊予三島中之庄郵便局	四国中央市中之庄町126の1	0896-23-4250
伊予三島豊岡郵便局	四国中央市豊岡町豊田116の1	0896-25-0900
伊予三島寒川郵便局	四国中央市寒川町519の3	0896-23-3700
伊予三島朝日郵便局	四国中央市三島朝日1-5-23	0896-23-4285
西日本高速道路株式会社愛媛高速道路事務所	松山市井門町804	089-905-0181
四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅	四国中央市三島中央3-1-37	0896-23-2070
西日本電信電話株式会社愛媛支店	松山市一番町4-3	089-936-3570
株式会社N T T ドコモ 四国支社	高松市サンポート2-1	087-825-5352
四国電力株式会社 四国中央営業所	四国中央市中曾根町1680- 1	0896-23-4430
K D D I 株式会社 四国総支社	高松市番町1-6-8	087-823-6777

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
伊予鉄道株式会社	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
一般社団法人愛媛県医師会	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
一般社団法人愛媛県歯科医師会	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
一般社団法人愛媛県薬剤師会	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人愛媛県看護協会	松山市道後2-11-14	089-923-1287
南海放送株式会社	松山市本町1-1-1	089-915-3333
株式会社テレビ愛媛	松山市真砂町119	089-943-1111
株式会社あいテレビ	松山市竹原町1-5-25	085-921-2121
株式会社愛媛朝日テレビ	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
株式会社エフエム愛媛	松山市竹原町1-10- 7	089-945-1111

9 消防本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町750	0896-23-6613
四国中央市消防署	"	0896-23-6611
川之江分署	四国中央市川之江町1516-1	0896-56-8880
三島分署	四国中央市三島金子1-8-49	0896-24-8880
土居分署	四国中央市土居町入野178-1	0896-74-5001
新宮分遣所	四国中央市新宮町馬立甲153-1	0896-72-2150
嶺南分遣所	四国中央市富郷町寒川山463-4	0896-22-0340

10 警察

機 開 名	所 在 地	電 話 番 号
四国中央警察署	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110
三島交番	四国中央市三島中央1-14-14	0896-24-1906
川之江交番	四国中央市川之江町912-3	0896-56-2059
寒川警察官連絡所	四国中央市寒川町1841-1	0896-25-1179
豊岡駐在所	四国中央市豊岡町豊田42-1	0896-25-2302
金砂駐在所	四国中央市金砂町平野山乙499-6	0896-29-0008
川瀧駐在所	四国中央市川瀧町下山1882-1	0896-56-5684
金田警察官連絡所	四国中央市金田町金川1357-3	0896-56-6469
新宮駐在所	四国中央市新宮町新宮446	0896-72-2030
土居駐在所	四国中央市土居町土居1154-1	0896-74-2004
津根駐在所	四国中央市土居町津根143-4	0896-74-6618
小林駐在所	四国中央市土居町小林841-6	0896-74-6799
天満駐在所	四国中央市土居町蕪崎638-4	0896-74-6790

11 公共的団体

機 開 名	所 在 地	電 話 番 号
うま農業協同組合	四国中央市三島金子2-4-23	0896-24-5500
川之江漁業協同組合	四国中央市川之江町4101	0896-58-2019
三島漁業協同組合	四国中央市三島中央1-11-17	0896-24-2815
寒川漁業協同組合	四国中央市寒川町4775-4	0896-23-3718
土居町漁業協同組合	四国中央市土居町蕪崎1594	0896-74-3277
宇摩森林組合	四国中央市具定町465-5	0896-24-2775
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分865	0896-58-3530
四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6127
川之江支所	四国中央市金生町下分865	0896-28-6237
土居支所	四国中央市土居町入野174-3	0896-28-6351
新宮支所	四国中央市新宮町新宮50	0896-72-2774
宇摩医師会	四国中央市妻鳥町1579-4	0896-56-4869

[避難施設等関係]

○避難所・一時避難場所一覧

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用 電源の 有無	大型車 両のア クセス の可否
					避難所 (人)	一時 避難 場所 (人)	給食 設備	障 害 者 用 ト レ	コ ン ク リ ー ト (R C 、 R C を 含 む) 等	階数		
1	川之江小学校	川之江町2370	0896-28-6285	教育総務課	350	—	有	有	R C	F 3	無	可
2	金生第一小学校	金生町下分1665	0896-28-6282	教育総務課	240	5,400	有	有	R C	F 3	無	否
3	金生第二小学校	金生町山田井775	0896-28-6283	教育総務課	180	3,600	有	無	R C	F 3	無	可
4	妻鳥小学校	妻鳥町1488	0896-28-6281	教育総務課	330	6,200	有	有	R C	F 3	無	可
5	上分小学校	上分町800	0896-28-6284	教育総務課	280	2,900	有	有	R C	F 3	無	可
6	南小学校	金田町金川145	0896-28-6280	教育総務課	260	6,400	有	有	R C	F 3	無	可
7	川之江北中学校	川之江町2390	0896-28-6287	教育総務課	400	7,500	有	有	R C	F 3	無	可
8	川之江南中学校	上分町395	0896-28-6286	教育総務課	400	7,700	有	有	R C	F 3	無	可
9	川之江公民館	川之江町1856-40	0896-28-6247	生涯学習課	300	—	有	無	R C	F 3	有	可
10	金生公民館	金生町下分703-2	0896-28-6249	生涯学習課	100	—	有	無	R C	F 2	有	可
11	上分公民館	上分町556-1	0896-28-6248	生涯学習課	300	—	有	無	R C	F 2	有	可
12	妻鳥公民館	妻鳥町1480-2	0896-28-6250	生涯学習課	200	—	有	有	R C	F 1	有	可
13	金田公民館	金田町金川330	0896-28-6251	生涯学習課	100	—	有	無	R C	F 2	有	可
14	川滝公民館	川滝町下山1882-1	0896-28-6252	生涯学習課	150	—	有	無	R C	F 1	有	可
15	川之江幼稚園	川之江町1061	0896-28-6279	教育総務課	60	1,000	無	無	R C	F 2	無	可
16	川之江保育園	川之江町1070	0896-28-6270	こども課	150	—	有	無	R C	F 1	無	可
17	金生保育園	金生町下分1653-1	0896-28-6273	こども課	100	—	有	無	R C	F 2	無	否
18	上分保育園	上分町545-1	0896-28-6272	こども課	50	—	有	無	R C	F 2	無	否
19	金田保育園	金田町金川203-1	0896-28-6275	こども課	50	—	有	無	R C	F 2	無	否
20	石川保育園	川滝町下山2104-3	0896-28-6277	こども課	50	—	無	無	R C	F 1	無	否
21	ふれいあい公園管理棟	川滝町下山1353-2	—	生涯学習課	50	—	無	無	R C	F 1	無	否
22	市民会館川之江会館	川之江町4071	0896-28-6246	生涯学習課	1,000	—	無	無	R C	F 2	無	可
23	川之江高等学校	川之江町2255	0896-58-2061	愛媛県	500	8,000	有	無	R C	F 4	無	可
24	川之江体育館	川之江町1012-48	0896-28-6255	生涯学習課	1,000	—	無	有	R C	F 2	有	可
25	川之江文化センター	金生町下分791-2	0896-28-6236	文化図書課	500	—	有	有	R C	F 4	有	可
26	川之江コミュニティセンター	川之江町2975-2	0896-28-6253	生涯学習課	200	—	無	無	R C	F 2	無	可
27	川之江老人憩いの家	川之江町933	0896-28-6264	高齢介護課	200	—	無	無	R C	F 1	無	可
28	切山集会所	金生町山田井乙261-4	0896-58-7754	市民交流課	50	—	有	無	R C	F 1	無	否
29	半田公会堂	金田町半田乙264-3	—	市民交流課	50	—	有	無	R C	F 1	無	可
30	柴生公会堂	柴生町461-4	—	市民交流課	40	—	有	無	R C	F 1	無	可
31	下川集会所	下川町777	0896-58-6278	生涯学習課	60	—	有	無	R C	F 1	無	可
32	生きがい研修センター	金生町山田井826-3	0896-28-6262	市民交流課	200	—	有	有	R C	F 1	無	可
33	川之江西老人憩いの家	川之江町281-2	—	高齢介護課	200	—	無	無	R C	F 1	無	可
34	松柏小学校	下柏町407	0896-28-6094	教育総務課	270	3,000	無	有	R C	F 3	無	可

番号	名 称	所在地	連絡先	管 理 担 当 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用 電源の 有無	大型車両のア クセスの可否
					避難所 (人)	一時 避難 場所 (人)	給食 設備	障 害 者 用 ト レ	コン クリ ー ト (R C 、 R C を 含 む) 等	階数		
35	三島小学校	三島中央3-2-23	0896-28-6095	教育総務課	390	4,000	無	有	R C	F 3	無	可
36	中曾根小学校	中曾根町1556	0896-28-6093	教育総務課	210	2,800	無	無	R C	F 3	無	否
37	中之庄小学校	中之庄町140	0896-28-6092	教育総務課	340	3,900	無	有	R C	F 3	無	可
38	寒川小学校	寒川町1814	0896-28-6096	教育総務課	280	3,300	無	無	R C	F 3	無	可
39	豊岡小学校	豊岡町豊田45	0896-28-6097	教育総務課	170	2,800	無	無	R C	F 3	無	可
40	三島東中学校	中曾根町199	0896-28-6098	教育総務課	610	6,600	無	有	R C	F 4	無	可
41	三島南中学校	寒川町4335	0896-28-6099	教育総務課	460	6,000	無	有	R C	F 3	無	可
42	三島西中学校	中之庄町乙38- 1	0896-28-6100	教育総務課	480	5,400	無	無	R C	F 3	無	否
43	三島高等学校	三島中央5-11-30	0896-23-2136	愛媛県	500	8,000	有	有	R C	F 3	無	有c
44	松柏公民館	下柏町388	0896-28-6062	生涯学習課	50	—	有	有	R C	F 2	無	否
45	村松公民館	村松町38- 1	0896-23-4724	生涯学習課	50	—	有	無	R C	F 2	無	否
46	三島公民館	三島中央3-4-21	0896-28-6063	生涯学習課	100	—	有	有	R C	F 3 B 1	無	否
47	中曾根公民館	中曾根町1553	0896-28-6061	生涯学習課	50	—	有	無	R C	F 2	無	否
48	中之庄公民館	中之庄町108	0896-28-6065	生涯学習課	50	—	有	有	R C	F 2	無	可
49	寒川公民館	寒川町1390	0896-28-6066	生涯学習課	50	—	有	有	R C	F 1	無	可
50	豊岡公民館	豊岡町豊田78- 1	0896-28-6067	生涯学習課	50	—	有	有	R C	F 3	無	否
51	豊岡公民館長田分館	豊岡町長田394	0896-25-0708	生涯学習課	30	—	有	無	R C	F 2	無	否
52	伊予三島運動公園体 育館	中之庄町1165-1	0896-28-6071	生涯学習課	600	35,000	無	有	R C	F 3	有	可
53	上小川集会所	金砂町上小川2264- 1	0896-29-0004	市民交流課	20	—	有	無	R C	F 1	無	否
54	中之川集会所	金砂町上小川351- 1	—	市民交流課	30	—	有	無	木造	F 1	無	否
55	藤原集会所	富郷町津根山123	0896-22-0439	市民交流課	20	—	有	無	木造	F 1	無	否
56	寒川山集会所	富郷町寒川山226	0896-22-0155	市民交流課	30	—	有	無	R C	F 1	無	否
57	関川小学校	土居町上野1754	0896-28-6369	教育総務課	270	2,500	無	有	R C	F 2	無	否
58	土居小学校	土居町土居1580	0896-28-6366	教育総務課	200	2,900	無	無	R C	F 3	無	可
59	小富士小学校	土居町小林667	0896-28-6367	教育総務課	140	3,200	無	無	R C	F 2	無	否
60	長津小学校	土居町津根2061	0896-28-6370	教育総務課	140	3,000	無	無	R C	F 2	無	否
61	北小学校	土居町蕪崎1040	0896-28-6368	教育総務課	140	3,500	無	有	R C	F 2	無	否
62	土居中学校	土居町土居375	0896-28-6371	教育総務課	380	7,500	無	有	R C	F 3	無	可
63	小富士公民館	土居町小林814	0896-28-6359	生涯学習課	100	—	無	無	R C	F 2	有	可
64	長津公民館	土居町津根2682	0896-28-6362	生涯学習課	130	—	有	有	R C	F 1	有	可
65	天満公民館	土居町天満2011-1	0896-28-6360	生涯学習課	100	—	無	無	R C	F 2	有	可
66	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507-1	0896-28-6361	生涯学習課	100	—	無	無	R C	F 1	有	否
67	土居公民館	土居町土居891	0896-28-6358	生涯学習課	100	—	無	無	R C	F 2	有	否
68	北野保育園	土居町北野1522	0896-28-6376	こども課	70	—	有	無	R C	1 F	無	否
69	土居保育園	土居町土居1570	0896-28-6372	こども課	70	—	有	無	R C	1 F	無	否
70	小林保育園	土居町小林834	0896-28-6373	こども課	70	—	有	無	R C	1 F	無	否
71	長津保育園	土居町津根2313	0896-28-6375	こども課	70	—	有	無	R C	1 F	無	否
72	北保育園	土居町蕪崎712	0896-28-6374	こども課	70	—	有	無	R C	1 F	無	否
73	土居東幼稚園	土居町津根3703-1	0896-28-6364	教育総務課	30	—	無	無	R C	F 1	無	可
74	土居西幼稚園	土居町入野86	0896-28-6365	教育総務課	30	—	無	無	R C	F 1	無	可

番号	名称	所在地	連絡先	管 理 担 当 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否
					避難所(人)	一時避難場所(人)	給食設備	障害者用トイレ	コンクリート(R.C.、RCを含む)等	階数		
75	野田中央会館	土居町野田甲1244-1	—	市民交流課	100	—	無	無	R C	F 2	無	否
76	農村環境改善センタ—	土居町入野178-1	0896-28-6300	農業振興課	700	—	無	無	R C	F 1	無	可
77	土居文化会館	土居町入野939	0896-28-6353	文化図書課	1,000	—	無	有	R C	F 2 B 1	有	可
78	新宮公民館	新宮町新宮482	0896-28-6410	生涯学習課	500	—	有	有	R C	F 2	無	否
79	総野集会所	新宮町馬立4453	0896-72-3031	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
80	少年自然の家	新宮町新瀬川乙76	0896-28-6417	生涯学習課	500	—	有	無	木造	F 1	無	可
81	新成・堂成集会所	新宮町馬立4219-1	—	市民交流課	30	—	有	無	木造	F 1	無	可
82	久保ヶ内集会所	新宮町新瀬川312	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	可
83	金山集会所	新宮町新宮620	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
84	古野集会所	新宮町馬立1190	0896-72-2133	市民交流課	160	—	有	無	R C	F 1	無	否
85	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922	0896-72-2138	総務課	80	—	無	無	木造	F 1	無	否
86	中上集会所	新宮町上山3108	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	否
87	中西集会所	新宮町新宮50	—	市民交流課	40	—	有	無	木造	F 1	無	可
88	長瀬生活改善センタ—	新宮町馬立甲153	—	市民交流課	20	—	有	無	木造	F 1	無	可
89	ジョイフル八窪	新宮町上山6751	—	市民交流課	120	—	有	無	R C	F 2	無	否
90	金田グラウンド	金田町金川270-1	—	生涯学習課	—	3,000	無	無	—	—	無	可
91	市民グラウンド	川之江町594	—	生涯学習課	—	7,900	無	無	—	—	無	可
92	埋立グラウンド	妻鳥町3053	—	生涯学習課	—	5,000	無	無	—	—	無	可
93	向山グラウンド	金生町下分2571-11	—	生涯学習課	—	1,400	無	無	—	—	無	可
94	浜公園多目的広場	川之江町4109-3	—	生涯学習課	—	9,700	無	無	—	—	無	可
95	森と湖畔の公園	金田町半田甲232	0896-28-6269	観光交流課	—	1,000	無	無	—	—	無	可
96	大江1号緑地	妻鳥町3070	—	港湾課	—	3,500	無	無	—	—	無	可
97	新田公園	柴生町字山瀬乙169	—	都市計画課	—	3,100	無	有	—	—	無	可
98	伊予三島運動公園	中之庄町1655-1	0896-28-6071	生涯学習課	—	35,000	無	無	—	—	無	可
99	松柏グラウンド	下柏町388	—	生涯学習課	—	2,400	無	無	—	—	無	否
100	やまじ風公園	土居町畠野1637	0896-74-8882	生涯学習課	—	12,400	無	無	—	—	無	可
101	土居高等学校	土居町中村892	0896-74-2017	愛媛県	—	8,000	有	無	—	—	無	可

○福祉避難所一覧

番号	名 称	所在地	連絡先	管 理 担 当 窓 口	収容人員		保有設備		構造		非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否
					避難所(人)	避難場所(人)	給食設備	障害者用トイレ	コンクリート(R.C.、RCを含む)等	階数		
1	川之江保健センター	金生町下分789-1	0896-28-6241	保健推進課	130	—	有	有	R C	F 3	無	可
2	保健センター	三島宮川4-6-53	0896-28-6054	保健推進課	170	—	有	有	R C	F 3	無	可
3	土居老人憩いの家	土居町入野174-2	0896-28-6352	高齢介護課	45	—	無	無	R C	F 1	無	可
4	土居福祉センター	土居町入野174-3	—	生活福祉課	110	—	有	無	R C	F 2	無	可
5	土居こども館	土居町入野178-1	0896-28-2395	こども課	70	—	有	無	R C	F 2	無	可

○輸送力一覧

1 トラック

(平成24年9月現在)

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一般	南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1		2	
	三島運輸株式会社	0896-24-2049	1				1		2	
	四国興産有限会社	0896-58-6136	1				1		2	
	タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335	1				1		2	
	大一運送株式会社	0896-58-4390			1		2		3	
	金生運輸株式会社	0896-58-4356			1		2		3	
	日本興運株式会社	0896-24-2550			1		1		2	
	合田商事有限会社	0896-24-1538			1		1		2	
	株式会社三島機帆船運送商会	0896-58-1218			1		1		2	
	小富士合同運送株式会社	0896-58-5861			1		1		2	

(注) 第1次出動 --- 命令受領と同時に出動

第2次出動 --- 命令受領後1時間以内に出動

第3次出動 --- 命令受領別に指示する時に出動

2 バス

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗合	瀬戸内運輸(株)	0896-56-2975	2		2		2		6	
貸切	川之江営業所									

3 タクシー

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗用	丸ハタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1		2
	有限会社川之江タクシー	0896-58-1188				1				1
	宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2		1		1		4
	三島交通株式会社	0896-24-5455		1				1		2
	まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1				1
	有限会社松屋タクシー	0896-74-2066		1				1		2

4 霊柩車

事業種別	事業者名	電話番号	出動車数							
			第1次出動		第2次出動		第3次出動		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
靈柩	株式会社コスマス 石川 邦彦	0896-58-6889				1				1
	有限会社宇摩公益社 相沢 裕二	0896-23-3478		1		1				2
	三島公益センター株式会社 伊藤 誠史	0896-23-5176				1				1

○飛行場外臨時離着陸場一覧

1 臨時ヘリポート

名 称	所 在 地	区 分	駐機数		位 置	
			中	大	(緯 度)	(経 度)
新田公園	四国中央市柴生町字山瀬乙169	地域拠点	1	—	北緯33度59分35秒	東経133度36分59秒
伊予三島運動公園	四国中央市中之庄町167 8-5	地域拠点	4	2	北緯33度58分43秒	東経133度31分35秒
やまじ風公園	四国中央市土居町畑野1 637	地域拠点	3	2	北緯33度56分47秒	東経133度24分43秒
浜公園多目的広場	四国中央市川之江町410 9-3	緊急 (適地)	3	1	北緯34度1分07秒	東経133度33分56秒
翠波峰駐車場	四国中央市具定町字重石乙66-54	緊急 (適地)	1	—	北緯33度56分21秒	東経133度32分15秒
スカイフィールド富郷	四国中央市富郷町寒川 山字上長瀬151	緊急 (適地)	3	—	北緯33度55分14秒	東経133度30分47秒
新宮	四国中央市新宮町新瀬川403	緊急 (適地)	3	1	北緯33度55分11秒	東経133度38分39秒
新宮小中学校グラウンド	四国中央市新宮町新宮1 05	緊急 (準適地)	1	—	北緯33度56分53秒	東経133度38分22秒

[医療・救護関係]

○医療機関及び救護班一覧

(平成25年9月現在)

市	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	病床数 (うち一般 又は療養)	助産 施設の 有無	救護 班数
四 国 中 央 市	1 公立学校共済組合四国中央病院	799-0193	四国中央市川之江町2233	0896-58-3515	255 (209)	○	2
	2 長谷川病院	799-0111	四国中央市金生町下分1249-1	0896-58-5666	150 (150)	—	1
	3 H I T O病院	799-0121	四国中央市上分町788-1	0896-58-2222	257 (257)	—	1
	4 西岡病院	799-0421	四国中央市三島金子2-7-22	0896-24-5511	60 (60)	—	1
	5 豊岡台病院	799-0435	四国中央市豊岡町長田603-1	0896-25-0088	194 (82)	—	1
	6 公立学校共済組合三島医療センター	799-0422	四国中央市中之庄町1684-2	0896-23-3345	90 (90)	—	1
	7 栗整形外科病院	799-0422	四国中央市中之庄町398-1	0896-24-5550	40 (40)	—	1
	8 四国中央市立国民健康保険新宮診療所	799-0303	四国中央市新宮町新宮50	0896-72-2131	0 (0)	—	1
	9 松風病院	799-0724	四国中央市土居町入野981	0896-74-2001	249 (45)	—	1
	10 恵康病院	799-0700	四国中央市土居町蕪崎253-1	0896-74-7600	60 (60)	—	1
新 居 浜 市	1 財団新居浜病院	792-0828	新居浜市松原町13-47	0897-43-6151	447 (0)	—	1
	2 十全第二病院	792-0844	新居浜市角野新田町1-1-28	0897-41-2222	306 (0)	—	1
	3 愛媛労災病院	792-8550	新居浜市南小松原町13-27	0897-33-6191	306 (306)	○	2
	4 県立新居浜病院	792-0042	新居浜市本郷3-1-1	0897-43-6161	339 (300)	—	2
	5 十全総合病院	792-8586	新居浜市北新町1-5	0897-33-1818	350 (350)	○	2
	6 新居浜山内病院	792-0022	新居浜市徳常町6-13	0897-37-0022	32 (32)	—	1
	7 住友別子病院	792-8543	新居浜市王子町3-1	0897-37-7111	401 (401)	○	2
	8 新居浜協立病院	792-0017	新居浜市若水町1-7-45	0897-37-2000	99 (99)	—	1
	9 岩崎病院	792-0045	新居浜市中萩町2-5	0897-41-6030	50 (50)	—	1
	10 林病院	792-0834	新居浜市中西町6-46	0897-43-8383	76 (76)	—	1
	11 新居浜青洲病院	792-0043	新居浜市土橋2-2-2	0897-43-0550	60 (60)	—	1
	12 立花病院	792-0826	新居浜市喜光地町1-13-29	0897-41-4118	60 (60)	—	1

西 条 市	13 西条道前病院	793-0010	西条市飯岡地蔵原3290-1	0897-56-2247	429 (0)	—	1
	14 西条中央病院	793-0027	西条市朔日市804	0897-56-0300	242 (240)	○	2
	15 村上記念病院	793-0030	西条市大町739	0897-56-2300	199 (199)	—	1
	16 西条愛寿会病院	793-0035	西条市福武字蔵尾甲158-1	0897-55-2300	180 (180)	—	1
	17 まなべ病院	793-0073	西条市氷見丙477	0897-57-7011	130 (130)	—	1
	18 済生会西条病院	793-0027	西条市朔日市字榎ヶ坪269-1	0897-55-5100	150 (150)	—	1
	19 西条市立周桑病院	799-1341	西条市壬生川131	0898-64-2630	350 (185)	○	1
	20 共立病院	799-1353	西条市三津屋南9-10	0898-64-2662	86 (86)	—	1
	21 渡部内科病院	799-1371	西条市周布339	0898-64-1200	52 (52)	—	1
	22 横山病院	799-1101	西条市小松町新屋敷甲286	0898-72-2121	36 (36)	—	1
	23 西条市立中川診療所	791-0531	西条市丹原町来見甲549	0898-73-2511	—	—	1

※ 新居浜市・西条市については、愛媛県地域防災計画資料編（平成24年度修正）より

○火葬場一覧

(平成25年12月現在)

名 称	所 在 地	設置者氏名	面積(m ²)		処理能力		建設 年 度
			敷地	施設 (※1)	炉基数	最大 (体/日) (※2)	
川之江斎苑	四国中央市上分町970-1	四国中央市長	38,041	1,382	4	7	H7
伊予三島斎苑	四国中央市中之庄町字浜之前1670-1	四国中央市長	12,075	1,172	4	7	H1
土居斎苑	四国中央市土居町土居2208	四国中央市長	10,189	1,344	2	4	H17

※1：延べ床面積を記載

※2：通常使用時間における処理能力を記載

[危険物施設等関係]

○市内危険物施設一覧

(平成26年3月現在)

製 造 所	貯 藏 所							取 扱 所				合 計
	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	移 送 取 扱 所	
1	72	99	54	113	2	36	6	91	2	123	1	600

[市対策本部所掌事務関係]

○国民保護対策本部所掌事務

部 名	課 名 等	分 掌 事 務
消防本部	安全・危機管理課 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策本部の設置及び運営に関すること。 ・ 本部長の指示、伝達に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 国、県との連絡調整に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 県等への応援要請に関すること。 ・ 防災関係機関及び自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ・ 避難の指示等の伝達に関すること。 ・ 災害応急復旧計画の総合調整に関すること。
総務部	総務課 市民くらしの相談課 人事課 管理課 税務課 人権施策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の招集及び動員に関すること。 ・ 職員等の安否確認及び被災調査に関すること。 ・ 被災職員に対する給付及び救援に関すること。 ・ 被災情報の収集・整理・記録に関すること。 ・ 国民保護措置の記録に関すること。 ・ 応急対策用資機材、物資、車両等の調達に関すること。 ・ 市民への広報に関すること。 ・ 義援金、義援物資の受入れ及び配分に関すること。 ・ 税の減免措置に関すること。 ・ 住家及び非住家等の被害調査に関すること。 ・ 特殊標章等の交付に関すること。 ・ 各部・各班との連絡調整に関すること。 ・ 本部事務の応援に関すること。
企画財務部	秘書広報課 財政課 市民文化ホール等整備課 経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 ・ 報道機関への対応に関すること。 ・ 市民への災害情報の提供に関すること。 ・ 本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・ 災害見舞、視察等主要来市者の接遇に関すること。 ・ 情報システムの管理及び機能確保に関すること。 ・ 国民保護の財政措置に関すること。
市民環境部	市民窓口センター 国保医療課 市民交流課 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に関する市民からの問い合わせに関すること。 ・ 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 ・ 国民健康保険料等の減免措置に関すること。 ・ 公衆衛生・生活衛生に関すること。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 衛生関係団体等との連絡調整に関すること。 ・ 遺体の埋火葬等処理に関すること。 ・ 物資の調達・配分等に関すること。 ・ 仮設トイレの設置に関すること。

部 名	課 名 等	分 掌 事 務
福祉保健部	生活福祉課 高齢介護課 こども課 保健推進課 福祉施設課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救援及び災害弔慰金、見舞金に関すること。 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 要配慮者の安全確保、救護、生活支援及び避難誘導に関すること。 安否情報の収集に関すること。 被災者名簿の作成に関すること。 医療救護班編成及び救護所の設置・開設に関すること。 応急医療及び医薬品に関すること。 ボランティアセンター開設に関すること。 災害ボランティアの受け入れ等総合調整に関すること。 介護保険料等の減免措置に関すること。 日赤奉仕団、社会福祉協議会等関係団体等との連絡調整に関すること。 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 民生（児童）委員との連絡調整に関すること。 被災地及び避難所の感染予防に関すること。 避難住民の健康管理に関すること。
産業活力部	産業支援課 観光交流課 農業振興課 農林水産課 国土調査課	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 農林道の安全確保に関すること。 施設利用者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の防疫に関すること。 災害復旧資材、資金のあっせんに関すること。 海上輸送に係る漁船の調達要請に関すること。 生活必需品の調達、斡旋に関すること。
建設部	建設課 港湾課 下水道課 都市計画課 建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び応急対策に関すること。 道路、橋梁、河川施設の安全確保に関すること。 建設土木業者等関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 応急仮設住宅の建設及び入所に関すること。 被災者の住宅確保に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
教育委員会	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化図書課 国体推進課	<ul style="list-style-type: none"> 園児、児童、生徒及び施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 避難所等の開設及び運営に関すること。 食料等の調達、斡旋に関すること。 災害時の応急教育に関すること。 保護者及び関係団体等との連絡調整に関すること。 文化財の保護に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 非常炊出しに関すること。
農業委員会		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び応急対策等に関すること。
選挙管理委員会		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び応急対策等に関すること。
監査委員事務局		<ul style="list-style-type: none"> 情報収集及び応急対策等に関すること。

部　名	課名等	分　掌　事　務
会計課		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び応急対策等に関すること。 ・国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること。
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び応急対策に関すること。 ・議会との連絡調整に関すること。
水道局		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保に関すること。 ・応急給水の実施に関すること。 ・水道水の衛生維持に関すること。 ・給水工事業者等との連絡調整に関すること。
消防署・所 (消防団)		<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救助活動に関すること。 ・救急搬送に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。 ・警戒・巡視に関すること。 ・避難誘導に関すること。

[共通的な項目]

各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局との連絡に関すること。 ・部内職員の動員に関すること。 ・他部の応援に関すること。 ・所管施設の安全確保及び復旧に関すること。 ・救援に関すること。 ・住民の復帰誘導に関すること。
------	---

[条例、協定等関係]

○四国中央市国民保護協議会委員名簿

(平成26年4月現在)

委 員
今治海上保安部長
自衛隊第14特科隊第1中隊長
愛媛県東予地方局総務企画部長
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所長
愛媛県東予地方局四国中央保健所長
四国中央警察署長
四国中央市副市長
四国中央市教育長
四国中央市消防長
四国中央市総務部長
四国中央市企画財務部長
四国中央市市民環境部長
四国中央市福祉保健部長
四国中央市福祉保健部次長
四国中央市産業活力部長
四国中央市建設部長
四国中央市議会事務局長
四国中央市教育長
四国中央市水道局長
株式会社NTTフィールドテクノ四国支店 新居浜フィールドサービスセンター アクセス担当課長
四国電力株式会社四国中央営業所長
四国旅客鉄道株式会社伊予三島駅長
宇摩医師會議長
四国中央市消防団長

○四国中央市国民保護協議会条例

(平成18年3月31日)
(条例 第10号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、四国中央市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第5条 協議会に幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の掌握事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、協議会担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○四国中央市国民保護対策本部及び四国中央市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月31日)
(条例 第 11 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、四国中央市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び四国中央市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 四国中央市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 四国中央市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 四国中央市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、四国中央市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○関係機関協定等一覧

協定名等	締結日	締結先
日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	H 8. 10. 4	日本水道協会中国四国地方支部
新宮サミット市町村災害時応援協定	H10. 9. 1	和歌山県新宮市・福岡県新宮町・兵庫県新宮町(現:たつの市)
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	H15. 6. 30	四国旅客鉄道株式会社
大災害発生時の医師の出動に係る協定	H16. 4. 1	社団法人宇摩医師会
重大事故等に係る医師の現場往診協定書	H16. 4. 1	長谷川病院・石川病院・加地医院・豊岡病院
災害ボランティア活動支援等に関する協定	H17. 11. 1	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 1. 18	四国コカ・コーラボトリング株式会社
愛媛県消防広域相互応援協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 5. 1	香川ペプシコーラ販売株式会社
災害時における防災活動への協力に関する協定	H18. 6. 30	イオン株式会社西日本カンパニー
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社フジ
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社ママイ
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ三島店
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ土居店
災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	生活協同組合コープえひめ
災害時における協力に関する協定	H20. 8. 1	公益社団法人四国中央市シルバーパートナーズ
大規模災害時における水道の応急活動に関する協定	H21. 4. 1	四国中央市管工事協同組合

協定名等	締結日	締結先
災害時における応急生活物資（L Pガス等）の供給に関する協定	H22. 3. 1	社団法人愛媛県エルピーガス協会四国中央支部
災害時相互応援に関する協定	H22. 3. 26	観音寺市・三好市
震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	H23. 2. 15	松山市・今治市・新居浜市・南予地方水道水質検査協議会
ヘリテレ映像の提供に関する協定	H23. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	H23. 8. 9	社団法人愛媛県電設業協会
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	H23. 10. 26	国土交通省四国地方整備局
災害時の歯科医療救護に関する協定	H24. 9. 1	社団法人愛媛県歯科医師会宇摩支部
災害時における物資供給等の協力に関する協定	H24. 10. 1	株式会社アクティオ四国支店
災害時等における車両用燃料等の優先供給に関する協定	H24. 12. 1	愛媛県石油商業組合四国中央支部・JAうま
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H25. 2. 26	愛媛県土地家屋調査士会
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H25. 6. 3	市町村広域災害ネットワーク運営協議会（泉大津市ほか19市町）
災害時等における支援協力に関する協定	H25. 8. 2	株式会社ハローズ
災害時等における支援協力に関する協定	H25. 11. 1	ダイキ株式会社
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	H26. 8. 1	四国中央市建設業協会連合会
災害時の協力に関する協定書	H26. 2. 6	四国電力㈱
災害時における物資供給協力に関する協定	H26. 2. 7	愛媛県森林組合連合会・宇摩森林組合・いしづち森林組合
災害時における支援協力に関する協定	H26. 2. 28	有限会社西部観光グランディール天国三島店
災害時等における応急対策業務の協力に関する協定書	H26. 5. 16	愛媛県電気工事工業組合・愛媛県電気工事工業組合東予支部宇摩電気工事工業協同組合
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H26. 5. 29	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（堺市ほか67市町村）

[様式等関係]

○安否情報報告様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年　月　日　時　分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年	月	日
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（　　）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない	
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年　月　日　時　分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年　月　日		
④ 男女の別	男　　女		
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（　　）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない		
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所			続柄

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年　月　日	
総務大臣 (愛媛県知事) 殿 (四国中央市長)			
申 請 者 <u>住所(居所)</u> <u>氏 名</u>			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備考			
被照会者を特定するためには必要な事項	氏名 フリガナ		
	出生の年月日		
	男女の別		
	住所		
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認			
※ 備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿	年　月　日																														
総務大臣 (愛媛県知事) (四国中央市長)																															
年　月　日　　付で照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9" style="vertical-align: top; width: 10px; text-align: right; padding-right: 5px;">被照会者</td> <td>氏　名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フ　リ　ガ　ナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男　女　の　別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住　所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">日本</td> <td style="text-align: center;">その他（　　）</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>現　在　の　居　所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の状況</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>連絡先その他必要情報</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被照会者	氏　名		フ　リ　ガ　ナ		出生の年月日		男　女　の　別		住　所		国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他（　　）	その他個人を識別するための情報			現　在　の　居　所			負傷又は疾病の状況			連絡先その他必要情報		
避難住民に該当するか否かの別																															
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																															
被照会者	氏　名																														
	フ　リ　ガ　ナ																														
	出生の年月日																														
	男　女　の　別																														
	住　所																														
	国　籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他（　　）																												
	その他個人を識別するための情報																														
	現　在　の　居　所																														
	負傷又は疾病の状況																														
連絡先その他必要情報																															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報報告様式

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した〇〇〇による被害（第　報）							
年　月　日　時　分 四国中央市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時　　年　月　日 (2) 発生場所　　四国中央市△△町A丁目B番C号（北緯　度、東経　度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町名	人　的　被　害			住　家　被　害		その他	
	死　者	行　方 不明者	負　傷　者	全壊	半壊		
			重傷				軽傷
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)		(棟)
※可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町名	年月日	性別	年齢	概　　況			

○避難に関する情報報告様式

様式 避難に関する事項

第____報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、判明した事項から逐次報告してください。

事業名			
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区分	報告内容（設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等）
① 警官が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注：図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口（概数可）	
-----------	--

注1：対応する地域の地図を添付してください。

注2：「町・大字単位など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図には対応関係を明記してください。

要援護者等の状況	①幼稚園・保育園など	施設数： 人數：	④障害者施設	施設数： 人數：
	②学校	種別： 施設数： 人數：	⑤医療機関	施設数： 入院患者数：
	③高齢者施設	施設数： 人數：	⑥居宅の要援護者	人數：
	エリア内で特筆すべき施設			

注：②学校については、種別（小学校、中学校、高校、養護学校等が分かるように記載してください。）

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称 収容可能人数
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況（自主避難を含む）

--

消防庁受信者氏名

その他の注意事項

- 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。
- 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。
- 「要援護者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。
- 事案が異なる場合は、別葉として報告してください。

○火災・災害等即報要領

第3号様式（救急・救助事故等）

第一報

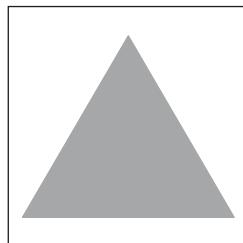
報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重症	人 (人)
		中等症	人 (人)
		軽症	人 (人)
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

○特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に
青の正三角形)

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as _____ _____		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(身分証明書のひな型)

[そ の 他]

○救援の程度及び基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日

平成25年内閣府告示第229号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成25年10月1日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容することであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり310円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合

は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,530,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり310円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他のによる食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他のによる食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,040円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯 の額	2人世帯 の額	3人世帯 の額	4人世帯 の額	5人世帯 の額	世帯員数が6人以上1人を増すご とに加算する額
夏季	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出すること。
- 2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺（附属品を含む。）
 - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中學部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うことであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 教科書
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
 - イ 教科書代
 - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - ロ 文房具費及び通学用品費
 - (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
 - (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
 - (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索
 - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される

者に対して行うものであること。

- ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

- ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に對して行うことであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とすること。
(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の搜索及び救出
 - ニ 死体の搜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

四国中央市国民保護計画

発行 平成19年3月

変更 平成26年9月

四 国 中 央 市

(〒799-0497) 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話 (0896) 28-6000 (代表)
